

I. 學生便覽

目 次

はじめに	1
理念およびディプロマポリシー・カリキュラムポリシー	2
関係規程等	4
*京都大学大学院薬学研究科規程	
薬学研究科学修要項(博士課程)薬学専攻	6
*科目配当表	
*カリキュラムマップ	
*専攻、講座及び分野一覧	
2026(令和8)年度時間割関係	10
*時間割	
*基礎演習時間表	
履修について	12
*専攻、講座及び分野一覧	
*履修登録について	
*履修取消制度について	
*定期試験について	
*災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い	
*成績について	
・成績の確認・異議申立について	
・成績評価について	
*GPA制度について	
*大学院共通科目群・大学院横断教育科目群の受講について	
就職および資格の取得について	15
*就職について	
*教育職員免許状について	
*薬剤師国家試験について	
薬学研究科・薬学部図書室.....	18
建物管理、安全管理など	20
*建物管理について	
*自習室・ラーニング commons の利用	
*通学について	
*薬学研究科実験廃棄物処理指針	

諸手続きについて	26
*連絡方法について	
*学生証について	
*学割証・各種証明書の交付について	
*修学上の願出・届出等について	
*経済生活について	
*健康管理について	
*学生が加入しなければならない保険について	
*遺失物・拾得物について	
ハラスメントの防止と対応について	30
資 料	31
*沿革	
*薬学研究科関係教員	
*歴代学部長・研究科長等	
*薬学部建物内配置図	
*京都大学構内図・薬学部建物配置図	

はじめに

薬学は、人体に働きその機能の調節等を介して疾病の治癒、健康の増進をもたらす「医薬品」の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学です。京都大学薬学研究科は、諸学問領域の統合と演繹を通じて世界に例を見ない創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築して、生命倫理を基盤に独創的な創薬研究を行うことのできる資質と能力を有する研究者の育成と先端的創薬科学・医療薬学研究の遂行を通して社会の発展に貢献することを目標としています。

京都大学薬学研究科は、1953(昭和28)年に設置され、1965(昭和40)年に2専攻13講座となり1992(平成4)年まで運営されていましたが、1993(平成5)年に2講座の新設を含む独立専攻が新たに設置され、さらに1997(平成9)年には大学院重点化を行い、3専攻8大講座3協力講座からなる体制に再編成され、先端的な薬学研究に取り組むこととなりました。さらに、2003(平成15)年から2つの寄附講座、2006(平成18)年には3分野からなる総合薬学フロンティア教育センター、2007(平成19)年には新たに4番目の専攻および1つの寄附講座がそれぞれ設置されました。2009(平成21)年度までは、創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻、医薬創成情報科学専攻の4専攻12講座35分野(4協力講座、3寄附講座、4プロジェクト型分野(統合薬学フロンティアセンター)から成っていましたが、学部教育制度の変更に伴って修士課程の創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻の3専攻が薬科学専攻の1専攻に改組され、2010(平成22)年度から医薬創成情報科学専攻との2専攻体制になりました。同年、統合薬学教育開発センター(4分野)、最先端創薬研究センター(2分野)が新設されました。さらに2012(平成24)年度からは博士後期課程も3専攻から薬科学専攻の1専攻に改組され医薬創成情報科学専攻との2専攻体制になると共に六年制学部卒業生を対象とする博士課程薬学専攻が新設されました。2022(令和4)年度からは、従来の専攻にさらに整備を行い、5年一貫制博士課程の創発医薬科学専攻が新設され、創発医薬科学専攻・薬科学専攻・薬学専攻の3専攻体制となり、2025(令和7)年度現在では、3専攻12講座37分野(11協力講座、2産学共同講座、7プロジェクト型分野(統合薬学教育開発センター、実践創薬研究プロジェクト、特別研究推進室))となりました。

薬科学専攻においては2年間の修士課程(博士前期課程)とそれに続く3年間の博士後期課程からなっています。修士課程薬科学専攻においては、講義、基礎演習、実験、実習、特別演習を履修し、さらに特定の研究課題について指導教員の指導による研究を行います。講義は概論、実験技術、研究特論に区分されており、それぞれに配当される科目の中から、定められた数以上の科目を選択して履修しなければなりません。基礎演習、実験、実習、特別演習の履修は必修です。

薬学専攻は2006(平成18)年度以降に入学した六年制の薬学部・薬科大学を卒業した後さらに広い視野に立って専門的学識を深め、研究の力を養うことを希望する学生が進学する4年間の大学院博士課程です。博士課程薬学専攻においては、講義、演習、実験、実習を履修し、さらに特定の研究課題について指導教員の指導による研究を行います。講義は概論、実験技術、研究特論に区分されており、それぞれに配当される科目の中から、定められた数以上の科目を選択して履修しなければなりません。概論、実験技術、演習、実験、実習の履修は必修です。

創発医薬科学専攻は2022(令和4)年度に設立された5年一貫制博士課程で、講義、演習、実験及び実習と共に、指導教員の研究指導のもとに、定期的なQualifying Examination(QE:質評価)を受け、連続した研究期間を活用した自由度の高い長期研究や挑戦的研究を行います。講義等は基盤科目、展開科目、能力開発科目、論文作成科目に区分されており、それぞれに配当される科目の中から、定められた数以上の科目を選択して履修しなければなりません。

修士課程、博士後期課程または一貫制博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、研究論文の審査および試験に合格した者には、それぞれ「修士(薬科学)」、「博士(薬科学)」の学位が授与されます。また、博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、研究論文の審査および試験に合格した者には、「博士(薬学)」の学位が授与されます。

薬学研究科の出身者は主に大学、企業、国公立研究所、官庁、医療機関などに就職し、その専門ならびに関連領域において研究者、教育者、技術者、薬剤師などとして活躍しています。社会のグローバル化に伴い、リーダーとして活躍するには博士取得が必須となっています。大学院時代は先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行する能力を鍛え、研究者、教育者などとして飛躍する基盤を築く時期ですから、心身の健康に留意しつつ有意義な大学院生生活を過ごされることを期待しています。

○学部・研究科の理念

薬学は医薬品の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、諸基礎科学の統合を基盤とする学際融合学問領域と位置づけられる。本学部・研究科は諸学問領域の統合と演繹を通じて、創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行して人類の健康と社会の発展に貢献することを目標とする。

○薬学研究科

【教育理念】

創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、薬学の学修・研究を通じて、創薬研究者と先端医療を担う人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

【人材養成の目的】

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および、研究者、医療人として適正な態度を修得し、独創的な創薬研究を遂行しうる薬学研究者、高度な先端医療を担う人材の育成を目指す。

(薬学専攻)

【理念】

医療薬学・臨床薬学の学修・研究を通じて、高度な先端的医療薬学・臨床薬学の発展を担いうる人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

【人材養成の目的】

生命倫理を基盤に、医療薬学・臨床薬学および関連分野の高度な専門能力と優れた研究能力の涵養を通じて、将来的に高度な先端医療を開拓する医療薬学・臨床薬学関連の研究・教育・医療の中核を担いうる薬剤師、研究者、教育者として求められる資質と能力を有する人材の育成を目指す。

○ディプロマ・ポリシー

(薬学専攻)

薬学研究科は、諸学問領域の統合と演繹を通じて世界に例を見ない創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行して人類の健康の進展と社会の発展に大きく貢献できる人材の育成を目的としています。本研究科では、原則として4年以上在学して研究指導を受け、本研究科の教育目的の下に設定された授業科目を履修して所定単位数以上を修得し、かつ独創的研究に基づく博士論文の審査および試験に合格することを通して、次に掲げる目標を達成した学生に、博士（薬学）の学位を授与します。なお、学修・研究について著しい進展が認められる者については、在学期間を短縮して博士課程を修了することができます。

1. 高度な基礎科学の理解および医療薬学、臨床薬学領域を中心とした薬学の体系的・先端的知識と技能を備え、それらを柔軟に活用する能力を身につけている。
2. 薬学に関する深い学識に基づき、独自の発想力を発揮して研究を実施し、新たな知的価値を創出することができる。
3. 科学・技術および広汎な社会的課題について薬学の知識を総合して複数の解決策を提示でき、また、世界が将来直面する可能性のある課題についても、それを把握・予測し、科学的根拠に基づいて、柔軟かつ的確に対応できる高度な解決力を有している。

4. 薬学の意義と重要性を理解し、強い責任感、使命感と高い倫理性をもって、その発展と臨床応用に寄与することを旨とした行動を通して、人や自然との調和ある共存に貢献できる。
5. 幅広い視野と教養を身につけ、薬学に関する研究成果を世界に向けて発信・説明できる能力を有している。
6. 執筆した博士論文が学術上あるいは実際上、薬学に寄与する特に優れた研究成果を有している。

○カリキュラム・ポリシー

(薬学専攻)

薬学専攻博士課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、導入教育、研究特論、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講するとともに、博士論文作成のための研究指導を行います。教育課程については、カリキュラムマップを用いてその体系性や構造を明示しています。

これらのカリキュラムを通じて、強い責任感・使命感と高い倫理性、基盤的・先端的な専門知識と高度な技能、専門分野にとらわれない分野横断的な学修、研究を企画・遂行できる能力、国際的な水準で議論し必要に応じて協力体制の構築に寄与できる能力、創造性豊かな優れた研究・開発能力を修得します。

教育・学修方法、学修成果の評価については以下のように方針を定めます。

1. 教育・学修方法

1. 導入教育では、講義にて臨床薬学あるいは薬学研究に関連する分野の現状を把握し、研究遂行に必要な基本的知識を身につけます。
2. 研究特論では、講義にて臨床薬学や薬学研究に関する専門知識や理論を身につけます。
3. 演習では、優れたプレゼンテーション能力・リーダーシップ・外国語によるコミュニケーション能力・論理的思考力・問題解決能力を身につけます。
4. 実験では、研究立案・遂行・問題解決能力を身につけます。
5. 実習では、学修計画の立案能力や指導法を身につけます。
6. 研究指導では、創薬や医療に貢献する専門的で独創的な研究を立案、計画、実践し、学術論文や学会発表を通じて社会に成果を発表し還元します。権威ある学術雑誌に査読付き原著論文を投稿できる段階まで研究を進めることが求められます。

2. 学修成果の評価

各科目の評価基準・方法はシラバスに示されています。博士論文では、当該分野における学術的意義・新規性と創造性・研究によってもたらされた知見の科学的検証または証明の妥当性等を有する論文をとりまとめて発表し、3名以上の調査委員により、論文審査と口頭試問によって評価されます。

○学位授与基準

博士学位論文の審査にあたっては、学位論文が当該分野における学術的意義、新規性と創造性、研究によってもたらされた知見の科学的検証または証明の妥当性などを有しているかどうか、ならびに学位申請者が、研究企画力および研究遂行力、論理的説明能力、関連研究領域における高度で幅広い専門的知識、学術研究における高い倫理性等を有しているかどうかを基に審査する。

京都大学大学院薬学研究科規程

[昭和 28 年 4 月 7 日 達示第 11 号制定]

第1 専 攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

薬科学専攻

薬学専攻

創発医薬科学専攻

第2 入 学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、薬学研究科会議(以下「研究科会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第 36 条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第 40 条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で、転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 学生は、履修する科目を定め、所定の期日までに届け出なければならない。

第8条 通則第 44 条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに薬学研究科長に願い出なければならない。

第9条 通則第 45 条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第 45 条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第 46 条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第10条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程、博士後期課程、博士課程又は一貫制博士課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

(3) 通則第 46 条の 2 第 1 項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 15 条において準用する大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)の一部又は全部

第5 試 験

第11条 科目の試験の期日及び方法は、研究科会議で定める。

第6 論文の審査、課程修了の認定等

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより研究科会議で行う。

第13条 修士課程、博士後期課程、博士課程及び一貫制博士課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、研究科会議で行う。

第14条 通則第57条の規定により学位を得ようとする者は、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程、博士課程又は一貫制博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することの確認を受けなければならない。

第15条 前条に規定する者に係る学識の確認には、専攻学術に関する試問のほか、外国語2か国語の試問を課する。ただし、外国語の試問については、研究科会議において特別の事情があると認めた場合は、1か国語のみとすることができる。

2 前項の規定による試問は、筆答及び口頭により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 前条に規定する者に係る博士論文の審査及び試験は、大学院の博士後期課程、博士課程及び一貫制博士課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。

第16条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者、本研究科の博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者又は本研究科の一貫制博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第1項に規定する学識の確認のための試問を免除することができる。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、 特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第17条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第18条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成23年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

京都大学大学院薬学研究科学修要項

(薬学専攻)

(平成 27 年度以降入学者)

博 士 課 程

1. 博士（薬学）の学位を得ようとする者は、博士課程に4年以上在学して研究指導を受け、必修科目26単位、選択科目4単位、計30単位以上（別表1）を学修し、かつ独創的研究に基づく博士論文を提出し、所定の試験を受けなければならない。
 なお、学修・研究について著しい進展が認められる者は、審査を経て、在学期間を3年に短縮して学位を得ることができる。
2. 研究指導は、学生が専攻する分野を担当する教員が実施するものとする。
3. 概論と実験技術は必修であり、各科目半期2単位とする。研究特論は選択で、学生は希望する講義を受講することができる。ただし2科目4単位以上を履修しなければならない。
 なお、学生が指導教員の承認を得て、本研究科の他専攻の講義や、本学の他研究科の講義を受講し、その単位を修得した場合には、2科目4単位以内は博士課程修了に必要な研究特論の単位数のなかに含めて認定することができる。
4. 基礎演習は通年2単位、実習は通年1単位とし研究指導を担当する教員が専門とするものを必修とする。
5. 実験は通年4単位とし必修とする。
6. 成績評価は素点（100点満点）で行い、60点以上を合格とする。ただし、科目によっては、単に合格、不合格とする場合がある。

(別表1)

薬学研究科博士課程修得単位数表

科 目		必修科目	選択科目	計
講義	導入教育	概論	4	10
		実験技術	2	
	研究特論		4	
基礎演習		6		6
実 験		12		12
実 習		2		2
計		26	4	30

(別表2)

2026年度 薬学研究科博士課程科目配当表

(薬学専攻)

区 分	ナンバリング コード	科 目 名	単 位	開 講 年 度				備 考	
				2026年度		(2027年度)			
				前	後	前	後		
講義	研究導入 講義	GPHA1056001LJ86	臨床薬学概論	2	集中		集中		必修
		GPHA1056002LJ86	薬学研究概論	2	集中		集中		
	実験技術 研究特論	GPHA1056003LJ86	薬学実験技術	2	集中		集中		必修
		GPHA1066004LJ86	臨床薬学特論	2		2			2科目履修
		GPHA1066008LJ86	病院薬学特論	2				2	
		GPHA1066005LJ86	薬学研究特論Ⅰ	2		2		2	
		GPHA1066006LJ86	薬学研究特論Ⅱ	2	2		2		
		GPHA1066007LJ86	薬学研究特論Ⅲ	2		2		2	
		GPHA1066009LJ86	薬学研究特論Ⅳ	2		2			
		GPHA0061218LJ86	実践医薬品開発特論	2		集中		集中	※他研究科科目
	橋渡し研究・臨床研究マネジメント	2	集中		集中				
演習	基礎演習	GPHA1076101SJ86	臨床薬学演習Ⅰ	2	2		2	研究指導を担当 する教員が専門 とするものを必 修とする	
		GPHA1076102SJ86	臨床薬学演習Ⅱ	2	2		2		
		GPHA1076103SJ86	臨床薬学演習Ⅲ	2	2		2		
		GPHA1076104SJ86	薬学研究演習Ⅰ	2	2		2		
		GPHA1076105SJ86	薬学研究演習Ⅱ	2	2		2		
		GPHA1076106SJ86	薬学研究演習Ⅲ	2	2		2		
実験		GPHA1076201EJ86	薬学研究実験Ⅰ	4	必修				
		GPHA1076202EJ86	薬学研究実験Ⅱ	4					
		GPHA1076203EJ86	薬学研究実験Ⅲ	4					
実習		GPHA1076301PJ86	臨床薬学実習Ⅰ	1	研究指導を担当する教員が専門と するものを必修とする				
		GPHA1076302PJ86	臨床薬学実習Ⅱ	1					
		GPHA1076303PJ86	薬学研究実習Ⅰ	1					
		GPHA1076304PJ86	薬学研究実習Ⅱ	1					

※開講年度欄の「集中」は集中講義、数字は毎週平均の授業時数を表す

大学院薬学研究科（薬学専攻） カリキュラムマップ

広い視野と教養、高度な基礎科学、医療薬学、臨床薬学領域を中心とした薬学の体系的・先端知識と技能を備え、その応用力を身につけている

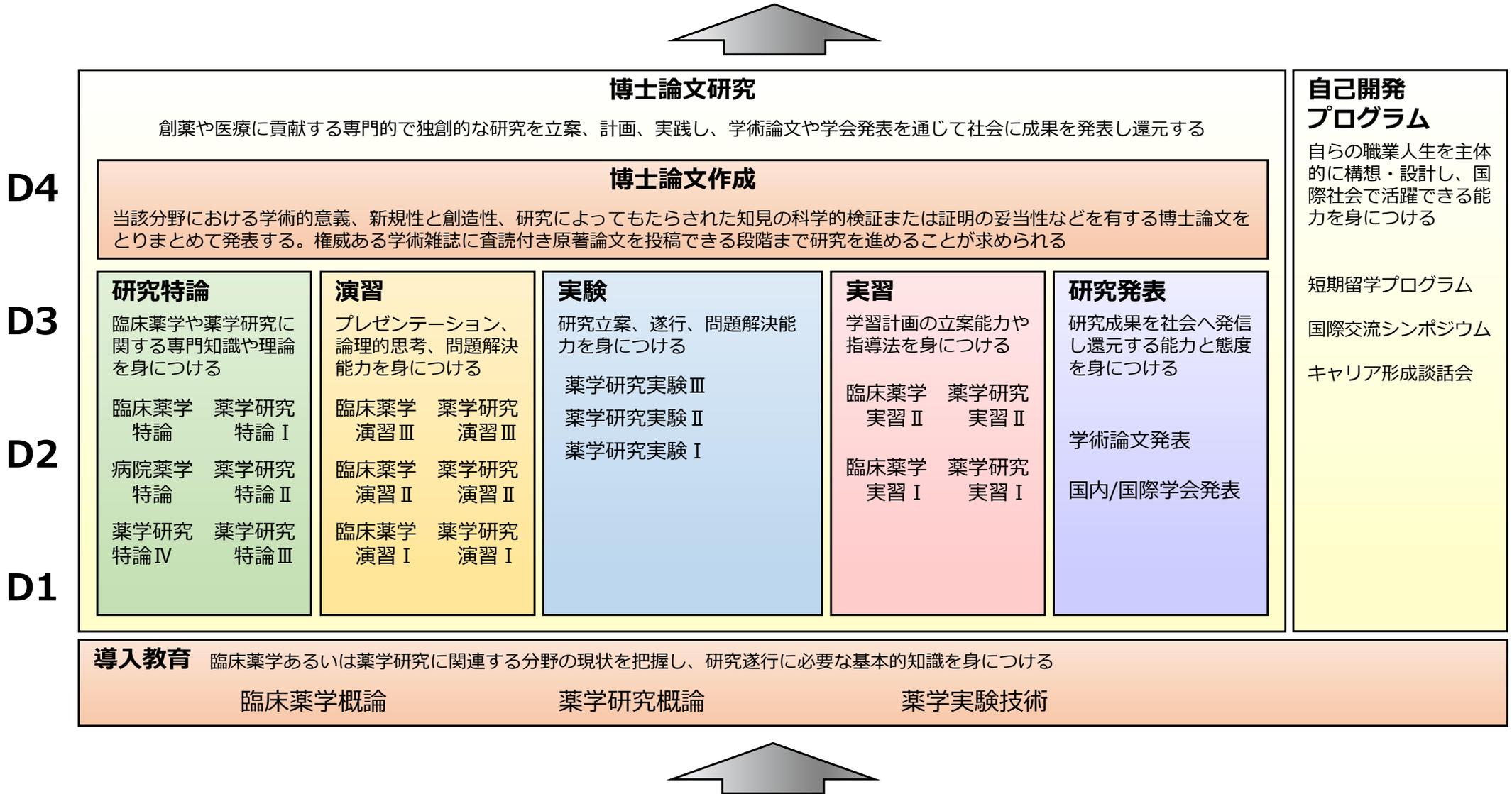
薬学の深い学識に基づき、自由な発想力を創造的に展開して新たな知的価値を創出することができる

薬学の知識を総合して科学・技術・社会的課題に複数の解決策を提示でき、将来の課題にも柔軟かつ的確に対応できる高度な解決力を有している

高い倫理性をもって薬学の発展およびその臨床応用に寄与する行動を通して、人や自然との調和ある共存に貢献できる

薬学に関する研究成果を世界に向けて発信できる高いコミュニケーション能力を有している

※ 原則として4年以上在学して研究指導を受け、授業科目（講義、演習、実験、実習）を30単位以上修得し、かつ独創的な研究の成果を学術論文に発表し、これらを博士論文としてまとめ提出し、所定の試験に合格することが必要とされる



博士論文研究

創薬や医療に貢献する専門的で独創的な研究を立案、計画、実践し、学術論文や学会発表を通じて社会に成果を発表し還元する

博士論文作成

当該分野における学術的意義、新規性と創造性、研究によってもたらされた知見の科学的検証または証明の妥当性などを有する博士論文をとりまとめて発表する。権威ある学術雑誌に査読付き原著論文を投稿できる段階まで研究を進めることが求められる

自己開発プログラム

自らの職業人生を主体的に構想・設計し、国際社会で活躍できる能力を身につける

- 短期留学プログラム
- 国際交流シンポジウム
- キャリア形成談話会

研究特論

臨床薬学や薬学研究に関する専門知識や理論を身につける

臨床薬学 薬学研究
特論 特論Ⅰ

病院薬学 薬学研究
特論 特論Ⅱ

薬学研究 薬学研究
特論Ⅳ 特論Ⅲ

演習

プレゼンテーション、論理的思考、問題解決能力を身につける

臨床薬学 薬学研究
演習Ⅲ 演習Ⅲ

臨床薬学 薬学研究
演習Ⅱ 演習Ⅱ

臨床薬学 薬学研究
演習Ⅰ 演習Ⅰ

実験

研究立案、遂行、問題解決能力を身につける

薬学研究実験Ⅲ
薬学研究実験Ⅱ
薬学研究実験Ⅰ

実習

学習計画の立案能力や指導法を身につける

臨床薬学 薬学研究
実習Ⅱ 実習Ⅱ

臨床薬学 薬学研究
実習Ⅰ 実習Ⅰ

研究発表

研究成果を社会へ発信し還元する能力と態度を身につける

学術論文発表

国内/国際学会発表

導入教育

臨床薬学あるいは薬学研究に関連する分野の現状を把握し、研究遂行に必要な基本的知識を身につける

臨床薬学概論

薬学研究概論

薬学実験技術

自然科学、生命科学、医療薬学に関する基本的な知識と技能

京都大学大学院薬学研究科
専攻、講座及び分野

専攻	講座	分野	
薬科学 (博士後期課程)	薬品創製化学	薬品合成化学 薬品分子化学	
	薬品機能統御学	薬品機能解析学 構造生物薬学	
	薬品製剤設計学	製剤機能解析学	
	精密有機合成化学	精密有機合成化学	
	生体分子薬学	生体分子認識学 オルガネラ情報学 ウイルス制御学 病因免疫学	
	生体機能薬学	多細胞システム学	
	生体機能化学	生体機能化学	
	薬学 (博士課程)	薬品動態医療薬学	数理治療薬学 臨床薬学教育 疾患分子制御学 生命量子分析学
		病態機能解析学	病態機能分析学 薬剤設計学 シグナル薬理学
		医療薬剤学	医療薬剤学
創発医薬科学 (2022～) (一貫制博士課程)	創発医薬科学 (実践創薬研究プロジェクト) (実践創薬研究プロジェクト)	生体分子計測学 システム微生物学 薬理ゲノミクス・ゲノム創薬科学 創薬有機化学 システムバイオロジー システムケモセラピー(制御分子学) バイオ医薬品化学 創薬プロテオミクス 組織形成動力学 バイオインフォマティクス 生命知識工学 ケミカルバイオロジー がん・幹細胞シグナル学 代謝ゲノム薬学	
医薬創成情報科学 (～2021) (博士後期課程)	医薬創成情報科学	薬理ゲノミクス・ゲノム創薬科学 創薬有機化学 システムバイオロジー システムケモセラピー・制御分子学 バイオインフォマティクス 生命知識工学 ケミカルバイオロジー	
統合薬学教育開発センター		医薬品開発教育 創薬科学教育 実践臨床薬学 情報科学教育	
産学共同講座		ナノバイオ医薬創成科学	
特別研究推進室		有機触媒化学	

薬学研究科博士課程薬学専攻講義時間表

2026年度

開講期	曜日	8:45 ~ 10:15	10:30 ~ 12:00	13:00 ~ 14:30	14:45 ~ 16:15
前期	月				
	火	薬学研究概論(生物系) (講義室C)			
	水		薬学研究概論(物理系) (講義室C)	臨床薬学概論 (講義室C)	
	木	薬学研究概論(有機系) (講義室C)			
	金		薬学研究特論Ⅱ (講義室C)		
後期	月				
	火	薬学研究特論Ⅲ (講義室C)			
	水	臨床薬学特論 (講義室C)			
	木	薬学研究特論Ⅰ (講義室C)			
	金				
	土				

薬学研究概論: 指導教員の指示に従い、いずれかの系を選択し受講

2027年度(予定)

開講期	曜日	8:45 ~ 10:15	10:30 ~ 12:00	13:00 ~ 14:30	14:45 ~ 16:15
前期	月				
	火	薬学研究概論(生物系) (講義室C)			
	水		薬学研究概論(物理系) (講義室C)	臨床薬学概論 (講義室C)	
	木	薬学研究概論(有機系) (講義室C)			
	金		薬学研究特論Ⅱ (講義室C)		
後期	月				
	火	薬学研究特論Ⅲ (講義室C)			
	水				
	木	薬学研究特論Ⅰ (講義室C)			
	金				
	土			病院薬学特論 (講義室C)	病院薬学特論 (講義室C)

薬学研究概論: 指導教員の指示に従い、いずれかの系を選択し受講

2026年度 薬学研究科基礎演習時間表

曜日	分野	時間	場所
月	薬品合成化学	9:00~12:00	2 2 講義室
	薬品分子化学	9:00~12:00	マルチメディア講義室
	生体機能化学	9:00~12:00	化学研究所N-4Fセミナー室
	システムバイオロジー	9:00~14:00	2 3 講義室
	数理治療薬学	9:30~12:00	講義室C
	病因免疫学	9:30~11:00	医生物学研究所 4号館 203号室
	構造生物薬学	10:00~13:00	2 1 講義室
	病態機能分析学	9:00~12:00	2 4 講義室
	薬品機能解析学	10:00~13:00	総合研究棟 3階オープンカンファレンス
	代謝ゲノム薬学	10:30~12:00	医学生命科学総合研究棟 セミナー室
	バイオインフォマティクス	10:30~12:00	宇治総合研究実験棟 3階セミナー室
	生体分子計測学	13:00~17:00	講義室C
	創薬プロテオミクス	13:00~17:00	講義室C
火	創薬有機化学	15:00~18:00	講義室C
	バイオ医薬品化学	15:00~18:00	講義室C
	薬理ゲノミクス・ゲノム創薬科学	16:30~18:00	総合研究棟 3階オープンカンファレンス
	ウイルス制御学	15:00~18:00	医生物学研究所 2号館 1階セミナー室
水	組織形成動力学	9:30~11:00	マルチメディア講義室
	医療薬剤学	16:30~18:00	附属病院薬剤部
	臨床薬学教育	16:30~18:00	附属病院薬剤部
	ケミカルバイオロジー	10:30~13:00	化学研究所会議室 N-531C
木	生体機能解析学	9:00~12:00	2 1 講義室
	薬剤設計学	9:00~12:00	マルチメディア講義室 注：後期は金曜9:00~12:00
金	多細胞システム学	9:00~13:00	2 2 講義室
	精密有機合成化学	10:30~12:00	化学研究所総合研究棟会議室 (CB217)
	生命知識工学	10:30~12:00	宇治総合研究実験棟 3階 生命知識工学研究領域
	薬品機能解析学	13:00~18:00	2 1 講義室
	疾患分子制御学	14:00~16:00	放射性同位元素総合センター本館 3階講義室
	システム微生物学	14:00~17:00	2 2 講義室
	システムケモセラピー (制御分子学)	16:30~19:00	2 4 講義室

履修について

◆履修登録について◆

授業を履修しようとする場合は、前期・通年科目は4月上旬～中旬に、後期科目は9月下旬～10月中旬に、KULASISで履修登録が必要です。手続き等の詳細は別途掲示します。時間外学習時間の確保という観点から、セメスターごとに履修登録できる科目数の上限がCAP制により定められています。希望する科目を受講することができなくなる場合もありますので、履修登録の際に必ず確認してください。履修登録作業を行わないと授業に出席しても単位が認定されず、進級・卒業に多大な影響を及ぼします。自己責任において必ず期間内に登録を完了してください。

◆履修取消制度について◆

学生の申請により学期の途中で科目の履修登録を取り消す「履修取消制度」を導入しています。

(1) 取消手続きについて

原則として、履修取消期間中に、KULASISにおいて履修取消を申請してください。

(2) 履修取消期間

全学統一で履修取消期間を定めます。詳細な期間については学期ごとにお知らせします。

(3) 履修取消を認めない科目

薬学部においては、薬学専門実習及び4回生以上配当科目（特別実習を含む）は履修取消を認めません。

(4) 履修取消の特例

病気・事故等により長期間にわたって授業に出席できないなどのやむを得ない事由がある場合に限り、特例として履修取消を認める場合があります。

(5) 不受験科目の取扱い

成績判定時点で履修登録されている全ての科目を成績評価の対象とします。すなわち、受験しなかった試験または提出しなかった課題等に対して最低評価を与えたうえで、シラバスに記載された成績評価基準に従って成績評価をおこないます。

◆災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い◆

京都大学のホームページに掲載しています。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/canceled>

◆成績について◆

成績の確認・異議申立について

前期科目は8月下旬に、後期及び通年科目は2月下旬に、KULASISで成績が確認できます。また、成績確認期間において、当該期の採点結果について、次の場合に限り所定期間に異議を申し立てることができます。（手続き等の詳細は別途掲示します。）

- ①採点の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ②シラバス等により周知している成績評価の方法等から明らかに疑義があるもの

成績評価について

成績表には、各科目とも素点(100点満点評価)または可否を表示します。成績証明書には合格点以上の科目について素点を評語に変換し、表示します。素点から評語への変換は以下の表に基づき、おこないます。

<2020(令和2)年以降入学者の成績評価>

授業科目等の成績評価は以下の3通りとする。

- ① 素点(0点～100点)による評価。すなわち、合格基準に相当する素点を60点とし、100点を満点とする総合評価。60点以上は合格を、59点以下は不合格を意味する。
- ② 6段階評価。A、B、C、D、F の5種類の評語を基本とし、それに加えてA+の評語を設ける。それぞれの評語の適用基準は下記のとおりである。

素点	評語	区分	適用基準
96～100	A+	合格基準に達している。	到達目標を達成し、傑出した成績である。／Outstanding
85～95	A		到達目標を達成し、特に優れた成績である。／Excellent
75～84	B		到達目標を達成し、優れた成績である。／Good
65～74	C		到達目標を達成し、良好な成績である。／Fair
60～64	D		到達目標を達成したことが認められる。／Marginal
0～59	F	合格基準に達していない。	到達目標を達成したことが認められない。／Fail

- ③ 2段階評価。P(合格)、F(不合格)の2種類の評語による。それぞれの評語の適用基準は下記のとおりである。

評価	評語	区分	適用基準
合格	P	合格基準に達している。	到達目標を達成したことが認められる。／Pass
不合格	F	合格基準に達していない。	到達目標を達成したことが認められない。／Fail

◆GPA制度について◆

学生の自律的な学修の促進及び学生に対する学修指導等に活用することを目的として、GPA(Grade Point Average)制度を導入しています。

(1)成績評価とGP(Grade Point)の対応

成績表は下表に基づき GP に変換します。

評語	A+	A	B	C	D	F
GP	4.3	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

(2)GPA に算入する科目

薬学部においては、成績証明書に6段階評価(A+～F)が付される科目(他学部・教職科目を除く)をGPAに算入します。また、同一科目を複数回履修した場合、薬学部においては正規単位のみGPAに参入します。ただし、当該科目に正規単位が存在しない場合(すべて不合格だった場合)は、最初に履修した科目の成績(不合格:GP=0)をGPAに算入します。

(3)GPAの種類別

本学在学中の全期間における学修の成果を示す指標として「累積GPA」を、当該学期における学修成果を示す指標として「学期GPA」を算出します。

(GPAは小数点第二位まで表示。小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入する。)

$$\boxed{\text{累積 GPA}} = \frac{\text{(在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の GP} \times \text{当該科目の単位数)の総和}}{\text{在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\boxed{\text{学期 GPA}} = \frac{\text{(当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録科目した科目の GP} \times \text{当該科目の単位数)の総和}}{\text{当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}$$

(4) GPA の表示

成績表には、不合格となった科目も含めた全ての履修単位に係る成績、「学期 GPA」及び「累積 GPA」を記載します。成績証明書には、修得した科目の成績のみを記載し、原則として GPA は記載しません。ただし、特に必要がある場合に限り、累積 GPA ならびに在学全期間において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の総単位数を記載した成績証明書を学生の所属学部教務担当窓口において発行します。(証明書自動発行機では発行されません。)

◆大学院共通科目群・大学院横断教育科目群の受講について◆

薬学研究科では大学院共通科目群・大学院横断教育科目群のうち、以下の科目の受講を推奨します。履修希望者は KULASIS で履修登録のうえ、修了に必要な単位への読み替えを希望する場合は、履修登録後教務掛に修了要件認定願をご提出ください。様式は KULASIS へ掲示いたします。

区 分	科 目 名
大学院共通科目群	研究倫理・研究公正(理工系)
	研究倫理・研究公正(生命系)
	アントレプレナーシップ入門
	学術研究のための情報リテラシー基礎
	データ科学:理論から実用へ
	大学院生のための英語プレゼンテーション
大学院横断教育科目群	生理化学概論
	グローバルヘルス通論

就職および資格の取得について

◆就職について◆

学生の就職の相談に関しては、就職担当教員（教授 1 名）をおいています。

就職を希望する学生は、求人先より送付された資料（教務掛保管）や、本学キャリアサポートルーム利用による検討、あるいは特別実習のための配属分野の教授及び就職担当教員との相談などにより就職希望先を決定し、必要書類を整え就職希望先へ発送してください。

必要書類は求人先により異なりますが、履歴書、写真、健康診断書（京都大学発行のもの）などは要求されることが多いので、予め準備しておいてください。

◆教育職員免許状について◆

薬学部・薬学研究科開講科目の履修では教育職員免許状資格は与えられません。

◆薬剤師国家試験について◆

学校教育法が改正され（2004（平成 16）年 5 月 21 日公布）、大学の薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度が変わりました。この制度は、2006（平成 18）年 4 月の入学生から適用になっています。

学校教育法の改正に伴い、薬剤師法も改正され（2004（平成 16）年 6 月 23 日公布）、薬剤師国家試験を受けることができるのは、6 年制学部・学科の卒業者とされています。

以下に、2011（平成 23）年度から実施されている新しい薬剤師国家試験について説明します。

「薬剤師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて医薬品の製造、調剤、供給に従事する者をいい公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務とします。

薬剤師の免許は、薬剤師国家試験に合格した者に対して与えられます。本学部卒業生及び卒業見込の者（薬学科）、薬科学科の学生も一定の要件を満たせば、試験に出願することができます（詳細は教務掛に問い合わせること）。

新たな薬剤師国家試験の出題区分、科目および出題数は以下のとおりです。

① 必須問題：薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する出題区分

② 一般問題：薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する出題区分

（②－1）薬学理論問題：薬剤師に必要な知識を中心に、技能・態度を含む薬学の理論に基づいて、薬剤師が直面する一般的課題を解釈するための資質を確認する出題区分

（②－2）薬学実践問題：医療の実務において直面する一般的課題を解決するための基礎力、実践力及び総合力を確認する出題区分

科目	問題区分			出題数
	必須問題	一般問題		
		薬学理論問題	薬学実践問題	
物理・化学・生物	15 問	30 問	15 問（複合）	60 問
衛生	10 問	20 問	10 問（複合）	40 問
薬理	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
薬剤	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
病態・薬物治療	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
法規・制度・倫理	10 問	10 問	10 問（複合）	30 問
実務	10 問	0 問	20 問＋65 問	95 問
出題数	90 問	105 問	150 問	345 問

（注）薬学実践問題は、「実務」20 問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合 問題 130 問とする。

なお、試験期日、試験地、試験科目等試験施行の詳細については、官報によって公告されます。

2025 年度の試験関係日程等(参考)

試験施行要領発表	8月29日
出願期間	1月5日～15日
試験期日	2月21日,2月22日
試験地	全国9ヶ所
試験合格者発表	3月25日

受験申請書類は大学で一括して厚生労働省に送付するので、所定期間内に薬学部教務掛で手続をしてください。なお、受験申請書類は次のとおりです(予定)。

受験願書	用紙は教務掛で交付する。 受験手数料は、6,800円分の収入印紙を試験願書に貼付し、納入すること。
卒業(見込)証明書	※教務掛で作成する。
写 真	脱帽上半身像で出願前6カ月以内に撮影した写真(縦6cm、横4cm)を貼付すること。(裏面に氏名を記入)
写真用台紙(受験票)	用紙は教務掛で交付する。

【注 意】

試験に合格した者には合格証書が授与されますが、それで直ちに薬剤師の免許を授与されたことにはなりません。薬剤師の免許を受けようとする者は所定の申請書類を住所地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければなりません。関係書類は受験票交付時に教務掛から交付の予定です。

◆薬剤師(学士(薬学))に関係のある主な資格・業務一覧表◆(参考)

I 薬剤師でなければできない業務

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.調剤業務	薬剤師法19条(厚)		
2.薬局の管理者	医薬品医療機器等法7条(厚)		
3.一般販売業の管理者	医薬品医療機器等法24条(厚)		
4.医薬品製造販売業の総括製造販売責任者	医薬品医療機器等法17条(厚)		
5.医薬品製造業の管理者	医薬品医療機器等法17条(厚)		
6.学校薬剤師	学校保健法23条(文)		
7.保険薬剤師	健康保険法64条(厚)		

II 薬剤師であれば取得できる資格(業務)

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.医薬部外品、化粧品又は医療機器製造販売業の総括製造販売責任者	医薬品医療機器等法17条、施行規則85条(厚)		
2.医薬部外品、化粧品又は医療機器製造所の責任技術者	医薬品医療機器等法17条、施行規則91条(厚)		
3.放射線取扱主任者	放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律34条(文)		国又都道府県の職員
4.毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法8条(厚)		
5.薬事監視員	医薬品医療機器等法76条、施行令68条(厚)	知事免許	
6.食品衛生管理者	食品衛生法48条(厚)		

7.食品衛生監視員	食品衛生法 30 条、施行令 9 条(厚)		
8.麻薬管理者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
9.麻薬輸出業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
10.麻薬元卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
11.麻薬卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
12.向精神薬取扱責任者	麻薬及び向精神薬取締法 50 条の 20(厚)		
13.麻薬取締官(員)	麻薬及び向精神薬取締法施行令 10 条(厚)		
14.環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 20 条、 施行規則 16 条(厚)		

Ⅲ 薬剤師であればその資格取得に特別の考慮が払われる場合

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.作業環境測定士 (第一種、第二種)	作業環境測定法 5 条、14 条、施行規則 17 条 (厚)	名簿登録	講習
2.公害防止管理者 (大気二種)	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律 7 条、施行令 10 条、別表 3 (経)		講習
3.環境計量士(濃度関係)	計量法 122 条、施行規則 50 条、 51 条(経)	経済産業大臣 登録	
4.労働衛生コンサルタント受験資格	労働安全衛生法 83 条、労働安全衛生 コンサルタント規則 11 条(厚)	名簿登録	筆記試験科目 一部免除

Ⅳ 学校教育法に基づく大学等で薬学の正規の課程を修めて卒業した者の資格においてなることのできる資格(業務)

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 7 条、規則 6 条(厚)		1 年以上の実務経験
2.臨床検査技師受験資格	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 15 条、施行令 20 条(厚)	名簿登録、 大臣免許	生理学検査及び採血に 関する科目の履修が必要
3.水道技術管理者	水道法 19 条、施行令 6 条(厚)		4 年以上の実務経験(但し講習を受ければ有資格者とされる)
4.配置販売業者	医薬品医療機器等法 30 条、施行令 52 条(厚)		
5.医薬部外品、化粧品又は医療器具 の製造所の責任技術者	医薬品医療機器等法 17 条、施行規則 91 条 (厚)		
6.一般廃棄物処理施設又は産業 廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 21 条、規則 17 条(厚)		大学履修科目に応じて一定 期間の実務経験を必要とする 講習、一定期間の 実務経験が必要 講習、実務経験
7.騒音関係、粉塵関係、振動関係の 公害防止管理者	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律 7 条 1 項 2 号、施行令 11 条 規則 11 条 2 項、別表第 2(経)		
8.公害防止主任管理者			
9.向精神薬取扱責任者	麻薬及び向精神薬取締法 50 条の 20、 施行令 6 条(厚)		

注 1) (厚)→厚生労働省、(文)→文部科学省、(農)→農林水産省、(経)→経済産業省

注 2) この表は『薬事衛生六法 学生版 2008 年版 (薬事日報社)』より抜粋したものである。

1. 開室時間及び休室日

平日 9:00～17:00

休室日 土曜、日曜、祝日、本学創立記念日(6月18日)、8月第3週の月曜日、火曜日、水曜日、年末年始(12月28日～1月4日)

その他臨時に休室することがある。

2. 閲覧

京都大学在籍者は、教職員、研究員、学生を問わず、薬学研究科・薬学部図書室(以下「本図書室」という。)に所蔵する図書及び雑誌(付属する資料を含む。以下「図書館資料」という。)を閲覧することができる。

学外者は、入室に際して、所定の利用申請書に記入し、図書掛に提出することで、図書館資料を閲覧することができる。

閲覧は、以下のとおり行うものとする。

イ) 図書館資料のうち貴重資料は、所定の手続を経て閲覧することができる。

ロ) 図書館資料のうち地下書庫に収蔵する資料は、所定の手続を経て閲覧することができる。

なお、本図書室における電子的資料の閲覧は、許可された条件でネットワークを介して行うことができる。

3. 閲覧の制限

本図書室は、次の各号の一に該当する場合、図書館資料のうち、それぞれ当該各号に掲げるものの閲覧を制限することができる。

イ) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合 当該図書館資料(当該情報が記録されている部分に限る。)

ロ) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合(当該期間が経過するまでの間に限る。) 当該図書館資料

ハ) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損を生じるおそれがある場合 当該原本

4. 貸出

イ) 図書館資料の貸出を受けようとする者は、所定の手続を行わなければならない。

ロ) 貸出の冊数及び期間は次のとおりとする。

図書 3冊以内 2週間

雑誌 5冊以内 3日

ハ) 図書館資料の貸出を受けようとするときは、図書システムによる貸出処理を受け、又は所定の用紙に記入して図書掛に提出しなければならない。

ニ) 新着雑誌は到着日から一定期間を展示期間とし、その間の貸出は行わない。

ホ) 禁のラベルを添付してある図書館資料は貸出を行わない。

ヘ) 貸出を受けている図書館資料はいかなる場合でも転貸してはならない。

ト) 貸出期間を延長して引き続き貸出を受けようとするときは、改めて手続をしなければならない。ただし、他に貸出を受けようとする者があるときは、その者を優先させる。

チ) 貸出の規則に違反した者に対しては、違反期間に応じて一定期間、図書館資料の貸出を停止する。

リ) ロ) 及び ハ) の規定にかかわらず、学外者が貸出を受けようとするときは、薬学研究科教授の紹介状を添えて、所定の貸出票に記入して図書掛に提出するものとし、その冊数及び期間は、2冊以内、2週間とする。なお、ニ)～チ)の規定は学外者にも適用する。

5. 事故

閲覧中の図書館資料又は貸出を受けている図書館資料は丁寧に扱うものとし、紛失し、又は汚損したときは、直ちにその旨を詳記した書類を図書委員長に提出し、その指示に従わなければならない。

6. 複写サービス

本図書室利用者の便宜をはかるため、電子複写による複写サービスを行う。これについては京都大学文献複写規程(平成16年4月1日総長裁定)に従う。

7. 相互貸借

他館に所蔵されている図書、雑誌その他資料の閲覧又は複写を希望する場合は、図書掛の掛員に申し込み、図書掛から他館に依頼し、又は紹介する。ただし、この場合の費用は、申込者の負担とする。

8. 閉室時の利用

閉室時であっても、次の各号に掲げる者は、図書室に入室して、図書館資料を検索し、若しくは閲覧し、図書館資料の貸出を受け、又は設備を利用することができる。

イ) 薬学研究科・薬学部の教職員

ロ) 薬学研究科所属の大学院学生

ハ) 薬学部所属の4年次以上の学生(ただし、分野配属者に限る。)

ニ) 薬学研究科・薬学部において教育研究に従事する外国人研究者

ホ) 薬学研究科・薬学部所属の研修員、研究生及び受託研究員

ヘ) その他研究科長が特に必要と認めた者

9. 個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

本図書室は、図書館資料に個人情報(京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第1項に規定するものをいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

イ) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

ロ) 図書館資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置

ハ) 図書室の職員に対する教育・研修の実施

ニ) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

10. 図書館資料の目録及び利用規則

利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

注意事項

- ・資料は必ず貸出手続きを経てから室外に持ち出すこと。
- ・図書室の座席を占有しないこと。
- ・図書室内での食事は厳禁とする。飲物の摂取については室内の掲示に従うこと。
- ・携帯電話はマナーモードとし、通話は室外で行うこと。
- ・閉室時に利用する場合は、施錠、消灯などの確認を入室者の責任をもって行うこと。

建物管理、安全管理など

◆建物管理について◆

1. 薬学部の日(月曜日～金曜日)の開館・閉館の時間は、次のとおりです。
なお、特別実習のため分野に配属された学生及び大学院生等については、下記時間外や休日等の入館が出来るようになります。詳細については教務掛に照会してください。
 - ・開館 8時00分
 - ・閉館 18時00分
2. 土曜、日曜・祝日、本学創立記念日(6/18)、年末・年始(12/29～1/3)及び夏季一斉休業日(8月第3週の月曜日・火曜日及び水曜日)は閉館しています。また、臨時で閉館する場合にはあらかじめお知らせします。
3. 薬学部では、1年を通して省エネを推進しています。教室、ロッカールーム、共用スペースを最後に出る際は、必ず消灯しエアコンを切ってください。
4. 講義室、演習室での飲食を禁じます。
5. 薬学部構内は全面禁煙です。

◆自習室・ラーニングコモンスの利用◆

1. 利用資格:原則として、薬学部、薬学研究科の学生に限ります。
2. 場所:23講義室(教育棟)、ラーニングコモンス(医薬系総合研究棟)を自習室として使用可能です。
3. 開室時間
 - (1)平日の8:30～17:00(ラーニングコモンスは8:30～18:00)の間、使用可能です。
 - (2)授業や実習での利用時間帯は関係者及び受講生以外は使用できません。
 - (3)停電や工事などで臨時に閉室することがあります。
 - (4)ラーニングコモンス入室の際は学生証が必要です。
 - (5)ラーニングコモンス内は飲食禁止です。

◆学生用ロッカールームについて◆

実習時の授業中における着替え・荷物の保管のため、3回生の学生各人にロッカーを貸与し、自主的に管理・使用できるようにしています。

ロッカーの使用にあたっては、火災・盗難に注意し、また、常に整理・整頓に心掛け、清潔に保つよう心がけてください。また、電気とエアコンの付けっぱなしが多くみられます。使用後は、電気とエアコンのスイッチを必ず消したことを確認してから退室するようにしてください。

※ロッカーキーの返却について

3回生の年度末には、各自で使用ロッカーを清掃し、必ず教務掛へロッカーキーを返却してください。紛失の際は、実費負担で弁償することになります。

◆通学について◆

1. 学生は、通学その他の目的で自動車により構内に入構することはできません。ただし、研究科長が特に必要があると認めた学生には、申請に基づき「入構・駐車許可証」を交付します。この申請の手続き等についての詳細は、薬学研究科総務掛に照会してください。
2. 自転車・バイクは、所定の場所に駐輪してください。

◆薬学研究科実験廃棄物処理指針◆

1. 有機廃液

- 1.1 有機廃液は、京都大学環境安全保健機構環境管理部門の規定に基づいた条件で有機廃液処理業者に外部委託して焼却する。基準に適合する種類のもの（表Ⅰ）を、研究科内規定で指定する5つの分類区分（表Ⅱ）にわけて、10Lポリ容器（白色）に貯留する。

表Ⅰ

有機廃液の処理基準	
1	炭素、水素、酸素、窒素、硫黄、ハロゲンからなる有機化合物の廃液であること。
2	発熱量が 20000J/g 以上で自燃性を有するもの。
3	水分は 20%以下のもの。
4	ハロゲンが 15%以下、窒素 3%以下、硫黄 2%以下、沸点 50℃以下の成分が 5%以下のもの。
5	塩酸、硫酸、硝酸等の腐食性物質を含まないもの。
6	沈澱や懸濁粒子を含まない液体で、粘度が 20センチポワズ以下であるもの。
7	それ自身で、又は混合によって爆発または発火するおそれのないもの。
8	著しい悪臭を持たないもの。

表Ⅱ

有機廃液（外部委託）の貯留区分	
1 有害廃液（HO）	12種類の有害物質（※）を含有する廃油
2 （一般）廃油（OO）	ポンプオイル、バスオイル、クロロホルム等 引火点が 70℃以上のもの
3 引火性廃油（IO）	HO、OO 以外の廃油
4 有害廃希薄水溶液（HAQ）	12種類の有害物質を含有する希薄水溶液
5 （一般）廃希薄水溶液（OAQ）	12種類の有害物質を含有しない希薄水溶液

※ 12種類の有害物質とは以下の物質を指します

1. トリクロロエチレン 2. テトラクロロエチレン 3. ジクロロメタン 4. 四塩化炭素
5. 1,2-ジクロロエタン 6. 1,1-ジクロロエチレン 7. シス-1,2-ジクロロエチレン 8. 1,1,1-トリクロロエタン
9. 1,1,2-トリクロロエタン 10. ベンゼン 11. 1,3-ジクロロプロペン 12. 1,4-ジオキサン
- 1.2 エーテル、石油エーテルなどは低沸点で貯蔵は危険であり、またクロロホルムやジクロロメタンなどは焼却に多量の灯油を必要とするので、回収再使用につとめる。他の水溶性、非水溶性溶媒も回収再使用につとめる。
- 1.3 ジクロロメタンなどの含ハロゲン溶媒やベンゼンなどの特定有害物質は完全に回収して、排水に紛れ込まないように細心の注意を払う。これら溶媒を分液操作に使用した場合は、水相も完全に回収する。さらに、これら溶媒が付着した器具類の洗浄に際しては、これら溶媒を十分に除去した後に行なう。
- 1.4 ジエチルエーテル・二硫化炭素・アセトアルデヒド・酸化プロピレンなどの特殊引火物は SDS（安全データシート）の消防法の欄の「特殊引火物」の記載で確認でき、KUCRS では消防法コード「危 4-特」で示されている。特殊引火物は、基本的には、実験廃棄物として、不用薬品等の外部委託処理手続きにより、業者に引き渡して処理する。ただし、ジエチルエーテル・ペンタン・2-クロロプロパンの3物質は、濃度 10%以下の混入であれば、有機廃液の「引火性廃油」として、業者に引き渡すことができる。これらの廃油に有害物質が混入している場合は、有害物質のタグを容器に付ける。
- 1.5 塩酸などの強廃酸や、強アルカリの混入は避ける。特に強酸が混入したものは少量であっても避ける。
- 1.6 液中への異物（例：注射針、ガラス器具の破片、回転子など）の混入を避ける。異物は取り除き、実験廃棄物として処理する。
- 1.7 廃液の貯留は容器の 8 分目までとする。
- 1.8 放射性廃棄物はこの処理指針の対象外である。

2. 無機廃液及び固形廃棄物

- 2.1 水銀系、遊離シアン系、錯体シアン系、重金系廃液（カドミウム、クロム、鉛、銅、亜鉛、鉄、マンガン、ニッケル等を含む廃液）ならびに、非重金系の化合物の廃液は原則として、京都大学環境安全保健機構が学外の産業廃棄物処理業者に委託して処理をするため、次のように分別貯留する（表Ⅲ参照）。

表Ⅲ 無機廃液区分

貯留区分	指定容器（*1）	適合基準（*2）
水銀系	20L ポリ容器（灰色又は白色）	・ 金属水銀や固形のアマルガムを含まない。
遊離シアン系	20L ポリ容器（灰色又は白色）	・ 常にアルカリ性に保ち、酸性廃液に混入しない。 ・ 遊離シアンと錯体シアンは可能な限り分別する。 ・ 両者が混在する場合は、錯体シアン系とする。
錯体シアン系	20L ポリ容器（灰色又は白色）	
重金系	20L ポリ容器（青色又は白色）	・ 非重金系以外の金属類を含むもの ・ As、Se を含むもの
非重金系	20L ポリ容器（青色又は白色）	・ Na、Ca、K、Mg など一部軽金属及び無機酸・無機アルカリのみを含むもの ・ アクリル酸や樹脂液などの固化剤を混入しない。 ・ アミン系は水溶性のみ含有可

* 1 : 表中の指定容器について次の場合の使用を認める。

旧リン酸系・旧フッ素系を灰色容器で貯留していたものに限って、重金系・非重金系に灰色容器を使うことを認める。

* 2 : 表中の適合基準欄に掲げるもののほか、すべての貯留区分に共通する適合基準として、以下を満たすこと。

- ・ 多量の沈殿物を含まないもの
 - ・ 廃液・内容物全体が固化（再結晶）していないもの
 - ・ 5wt%以上の有機物を含まないもの
 - ・ 強い臭気を発していないもの
 - ・ ガスを発生する可能性のある成分は、適切に処理されているもの
 - ・ 搬出禁止物質（ウラン、トリウムその他の放射性物質並びにオスミウム、タリウム及びベリリウム）を含まないもの
 - ・ 危険・猛毒物質（ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム等）を含まないもの
- ・ それ自身で又は混合によって爆発又は発火するおそれのないもの 2.2 ベリリウム、タリウム、オスミウムおよびそれらの化合物は学外への搬出が禁止されているので、それらを含有する廃液は密閉して貯留するか、不溶性化合物に変えて保存する。

- 2.3 単純な遊離シアン系廃液は炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性にした後、充分量の次亜塩

素酸ナトリウム（NaClO）溶液（アンチホルミン）を加えて、一夜放置し、酸化分解した後（ヨードカリでんぷん紙を用いて、活性塩素が残っていることを確める。）水で希釈して廃棄する。また、重金属を含む遊離シアン系廃液で、簡単に処理できる場合、上記のような処理を行った後、環境安全保健機構を介して外部委託処理する。

- 2.4 使用済の金属水銀は、一ヶ所に集め、水銀表面を水で被い密栓して貯留する。
- 2.5 強酸、強アルカリは中和した後、多量の水で希釈して流す。
- 2.6 液中への異物（例：注射針、ガラス器具の破片、回転子など）の混入を避ける。異物は取り除き、実験廃棄物として処理する。
- 2.7 廃液の貯留は容器の8分目までとする。
- 2.8 放射性廃棄物は、この処理指針の対象外である。
- 2.9 一次電池・二次電池、蛍光管、その他の有害固形廃棄物は薬学研究科長・薬学部長が指定する場所に貯留保管する。

3. 実験排水

実験排水は各実験室に排水口（流し等）より薬学部排水管理施設（本館西側二階建ビル）に集められ、pH 範囲 5-9 に調整されたのち、貯留槽を経て市下水道に放出される。本施設を正常に作動させ、市の水質基準（表IV参照）に抵触する排水の流出を防止するために、各実験者は次の事項を遵守しなければならない。

- 3.1 流しの排水口に固形物（タバコの吸殻、茶かす、紙、ビニール等）を直接流してはならない。これらの物質は、集水槽の揚水ポンプの目詰りによりモーターの焼付を引き起したり、モニター電極に付着して pH 調節システムの誤った作動を誘発したりするので極めて危険である。
- 3.2 流しのトラップは毎日掃除し、付着した異物を除去しておく。
- 3.3 下記のものを含む排水を流してはならない。
 - a) 固形浮遊物
 - b) 有害物質、悪臭を放つ物質、またはそれらに変化する恐れのある物質
 - c) 著しく発泡する物質、及び沈殿を生じる恐れのある物質
 - d) 表IVに示す排水基準を厳守しなければならない。

表IV 本学に適用される排水基準

物質または項目		本部地区
環境項目等 (15)	温度 (°C)	45 未満*
	水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9 未満
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満
	浮遊物質(SS)	600 未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 以下
	鉱油類含有量	30 以下
	動植物油脂類含有量	240 未満
	窒素含有量	32 未満
	リン含有量	220 未満*
	ヨウ素消費量	1 以下
	フェノール類	3 以下
	銅及びその化合物	2 以下
	亜鉛及びその化合物	10 以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下
	マンガン及びその化合物	2 以下
クロム及びその化合物	2 以下*	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下*
	シアン化合物	0.5 以下
	有機リン化合物	0.5 以下
	鉛及びその化合物	0.1 以下
	六価クロム化合物	0.2 以下
	ヒ素及びその化合物	0.1 以下
	水銀及びその化合物	0.005 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	PCB	0.003 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下
	四塩化炭素	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	
チウラム	0.06 以下	
シマジン	0.03 以下	
チオベンカルブ	0.2 以下	

(28)	ベンゼン	0.1 以下
	セレン及びその化合物	0.1 以下
	ホウ素及びその化合物	10 以下
	フッ素及びその化合物	8 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 以下
	ダイオキシン類	10 以下*

* … 除害施設の設置が必要な水質基準である。

備考：単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類以外の項目は mg/L です。温度は℃、ダイオキシン類は pg-TEQ/L です。

京都市上下水道局ホームページ

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000262550.html>) より

◆安全管理について◆

薬学部および薬学研究科においては、教育・研究の必要上、種々の実験が行われるので、それに伴う危険（火災、爆発、外傷、火傷、放射線障害、中毒、感染等）を未然に防ぐ注意が肝要である。そのためには、危険物の取り扱いに習熟し、安全規定を遵守しつつ、細心の注意を払って実験に臨まなければならない。本学部においては、そのために安全委員会を設け、安全規定を定めているが、それに加えて平常からの危険防止に対する各人の自覚が強く望まれる。

なお、本学部の防火等の心得の抜粋を下記に記すので、参考にすること。

《薬学部防火心得》

◎実験に関する事項

- 1) 共通実験室（終夜実験室、学生実習期間外の実習室など）を使用する際にはその使用者の所属分野において使用上必要な注意をあたえる。使用者は火元責任者に届け出るとともにその室に備え付けの「使用簿」に氏名、所属分野、作業内容、使用時間を記入し、実験装置に所属分野名を表示し、実験内容によっては（特に危険な薬品を用いる場合等）必要な注意事項を表示する。実験終了時に安全を確認し、実験装置を撤去する（長時間あるいは恒常的に使用する装置を除く。）。
- 2) 高純度水製造装置（学生実習室）を使用するときには使用分野名を明示し、使用中随時に点検し、特に水圧低下に注意し、使用后安全を確認する。使用時間は午後 8 時までとする。
- 3) 火気を用いる実験はドラフト内で行う。
- 4) 火気使用者は常にその実験を監視し、また他に監視人を置かずにその場所を離れてはいけない。
- 5) 一時に大量の可燃性溶剤を用いて実験することはできるだけさけ、可能ならば少量ずつに分けて取り扱う。やむを得ず大量を取り扱う場合には、付近の可燃物を除去し、消火器を手元に置き二人以上で行う。
- 6) 引火性物質を取り扱う実験をする時にはその近傍で火気を使用してはいけない。
- 7) 引火性物質を加熱中にその実験装置に手をふれる必要のあるときには必ずガスバーナーの火を消してから行う。
- 8) 実験中に何か異常を感じた場合（例えば液が突沸気味であるとか、不明の臭気を感じるとか、沸とうする筈のものが沸とうしないとか）にはまずガスバーナーまたは電源を切り対策を考える。
- 9) 火気の使用を終わった時には確実にガス栓の閉鎖、スイッチの遮断を行い安全の確認し、さらに退室時に再確認を行う。
- 10) 実験に使用しない時にはガス栓を必ずしめる。
- 11) 実験室内に一人の場合には危険性のある実験をしてはいけない。休日、夜間居残り実験の場合には各分野においてその許可を与える際に実験内容により必要があれば二人以上で行うよう指示する。
- 12) 着衣に引火した場合には立ったままでないで床に転げるのがよい。

◎薬品、機器などの保管に関する事項

- 1) 発火性又は引火性薬品（金属ナトリウム、金属カリウム、金属マグネシウム、溶剤類、発煙硝酸、発煙硫酸、ピクリン酸など）はなるべく少量ずつ購入する。大量を購入した場合には、消防法の類別に従い危険物倉庫に格納し、実験室には必要最小限度しか置いてはいけない。
- 2) 実験室内に上記薬品を置く場合にはそれぞれの薬品の性質に応じて安全に保管し、かつそ

の場所を表示する。

- 3) 毒物・劇物・向精神薬・麻薬に指定されている薬品、放射性物質、核燃料物質については、指定された方法に従い、指定された場所に保管・管理する。
- 4) 金属ナトリウム、接触還元用触媒など危険な物質を使用して実験した後にはできるだけ速かに後処理を行う。
- 5) ガスまたは電気を熱源とする機器は不燃性の台または容器の上に置く。
- 6) 機器およびそのカバーなどで燃焼の際有害なガスを大量に発生するおそれのあるものは火気を使用する実験を行う場所からできるだけ遠いところに保管する。

◎火災発生時の処置に関する事項

- 1) 火災発生の際、現場の者は直ちにガスの元栓、電源を切り消火器その他を用いて消火に当る。
- 2) 火災を発見した者、あるいは付近の者は直ちに大声で火災発生の場所を報知する。
- 3) 火災発生の知らせを聞いた場合には直ちに実験を中止し、火気を消し、消火器をもって現場に急行する。
- 4) 消火栓よりの放水は防火委員の指示あるいは現場の者の判断により必要と認めた場合に行う。
- 5) 負傷者が生じた場合には医学部附属病院に手当を依頼する。
- 6) 火災の発生について、速やかに 火元責任者へ情報を伝える。もしくは、その分野の教授あるいは他の教員、総務掛、学科主任、学部長などに連絡する。
- 7) 夜間火災が発生した場合には発見者は消防署に連絡し、発生現場の関係者、医学部附属病院守衛室、総務掛(不在時は事務長または学部長)に連絡する。
- 8) 火災その他の事故発生時の連絡先については、各分野に配布されている「薬学研究科緊急連絡網」で日常的に確認しておく。
- 9) 火災発生時の避難について、各分野で実情を考慮し、対策をたてておく。

◎その他

受動喫煙防止のため、構内は全面禁煙です。

◆連絡方法について◆

学生のみなさんに対する種々の連絡・伝達事項は、基本的に KULASISによる掲示で行います。この掲示により、修学、課外教育、福利厚生等、学生生活に関する重要なことを連絡・伝達しますので、最低1日に1回は必ず掲示を確認するようにしてください。確認しなかった場合には、不利益等を受けることがありますので、各自充分注意してください。

また、KULASISにより授業や試験に関する情報等のお知らせや、学生の呼び出し連絡等も行っています。電話による問い合わせには、緊急の場合を除き原則として応じませんので、直接教務掛窓口にて尋ねてください。

窓口取扱時間：(月)～(金) 9:00～17:00
ただし、授業休止期間は、9:00～12:00 13:00～17:00

◆学生証について◆

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯してください。なお、薬学部建物内では、防犯のため、学生証を提示できるようにしてください。試験時や、諸証明書等の交付時には学生証で身分等を確認します。他人に貸与または譲渡してはいけません。

この学生証は附属図書館(中央図書館等)や学術情報メディアセンターの利用証も兼ね、各施設への入退館認証や証明書自動発行機にも利用できます。薬学部で実施される授業の出席登録にも利用します。さらに、4回生で分野に配属されると薬学部建物や薬学図書室への時間外入館が可能になりますが、その時の許可証としても利用します。

学生割引証や通学証明書によって乗車券・通学定期乗車券を購入、使用するときも、交通機関関係員の要求があれば提示してください。

① 紛失・盗難・破損等の場合

紛失・盗難・破損等の場合は、教務掛へ再交付申請をしてください。なお、紛失・盗難の場合は、警察の届出受理番号が必要となります。第三者による悪用を防止するためにも、直ちに警察へ届け出て、届出受理番号を確認しておいてください。また、紛失・盗難・破損時等の再交付は有料となりますので、予め京大生協で「学生証再発行クーポン券」を購入のうえ、学生証再交付願に貼付し、教務掛に提出してください。

② 磁気ストライプの磁気異常時

学務部学務課で再書き込みを行います。(無料) ただし、磁気ストライプが破損している場合は有料での再交付となります。

③ 初期不良時等

ICチップの初期不良並びに正常な利用における不具合発生時は、交付日から起算して2か月以内に申し出た場合に限り、無償で再交付します。

④ 有効期限を過ぎて在籍するとき

教務掛にて所定の手続きを取ってください。詳細については掲示等によりお知らせします。

⑤ 英文学生証が必要なとき

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。希望者は、申し込みの際に、貼付する写真(無帽正面上半身、無背景、縦3 cm×横2.4 cm、3ヵ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。)を持参の上、教務掛へ願い出てください。

◆学割証・各種証明書の交付について◆

主な証明書類は、学内に設置された自動発行機により交付しています。証明書発行サービスからお申し込みください。学内の証明書自動発行機(無料)のほか、コンビニエンスストア発行やPDF発行(有料・24時間対応)が可能です。詳しくは、京都大学のHPを確認してください。

① 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)の使用

学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としているため、原則として次の目的を持って旅行をする必要がある場合の使用に限られています。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

発行方法 学割証は証明書自動発行機により交付しています。(発行日から3ヶ月間有効)

年間割当枚数 年間割当枚数は1人15枚までとなっています。各自計画を立てて使用し、やむを得ず割当枚数を超える必要が生じた場合は教務掛に申し出てください。

② 通学証明書について

証明書自動発行機により交付しています。通学証明書には現住所・通学キャンパス等が証明されています。現住所を変更する場合はKULASISから申請してください。申請後は、教務担当での承認を必要とします。変更内容は、承認の翌日(土・日・祝日除く)に証明書自動発行機へ反映されます。通学キャンパスに変更や間違いがあった場合には、速やかに教務掛へ申し出てください。なお、申し出のあった変更は翌稼働日以降に反映されます。

不正購入の禁止について 区間を偽って購入したり、通学以外の目的(サークル活動・アルバイト通勤など)で購入することは不正購入となります。不正購入はいかなる場合であっても許されません。本学学生の通学定期乗車券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正購入はしないでください。

実習用定期乗車券の購入について 実習・研究等で、宇治または桂キャンパス、実習薬局への通学定期券を必要とする場合は、窓口まで申し出てください。鉄道会社等交通機関への申請手続きが必要なため、発行までに約2週間程度かかります。

③ 証明書自動発行機により交付できる証明書の種類(*の証明書は英文での発行も可)

学部学生	在学証明書*、学割証、卒業(見込)証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び卒業(見込)証明書
修士課程学 博士(後期)課程学生 一貫制博士課程学生	在学証明書*、学割証、修了(見込)証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び修了(見込)証明書
研究生 特別研究学生	在籍証明書*、健康診断証明書
科目等履修生 特別聴講学生	在籍証明書*、学業成績証明書、健康診断証明書

1. 卒業見込、修了見込証明書については、最終学年時で一定の条件を満たした場合に可能です。
2. 在学中の学生は、過去本学に在籍のあった学部等の証明書の発行も可能です。(他学部等の場合は、発行可能な証明書が異なる場合があります。)
3. 薬学部設置の発行機稼働時間: 平日(月～金)8:30～18:00
4. 自動発行機は保守等により停止する場合がありますので掲示等に注意してください。
5. 成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には、教務掛に申し出てください。

◆ 修学上の願出・届出等について ◆

① 休学する場合

疾病その他の事由により3ヶ月以上休学する場合、既に休学している場合で休学期間を延長する場合は、「休学(延長)願」の提出が必要です。休学を開始しようとする日の2週間前までに教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、「休学(延長)願」には指導教員(グループ担任)の承認印が必要です。「休学願」の提出が遅延すると希望する日から休学ができず、授業料納付が必要になる等で不利益が生じることがありますので注意してください。

なお、疾病による休学の場合には医師による「診断書」の提出が必要です。

② 復学する場合

休学期間の途中に復学しようとする場合には「復学届」の提出が必要です。復学しようとする日の2週間前までに教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、疾病の治癒につき復学しようとする場合は、「京都大学復学診断書」を添えて願い出る必要があります。

③ 退学する場合

退学する日の2週間前までに「退学願」を教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、「退学願」には指導教員(グループ担任)の承認印が必要です。「退学願」の提出が遅延すると希望する日から退学ができず、授業料納付が必要になる等で不利益が生じることがありますので注意してください。

④ 海外渡航する場合

勉学・旅行その他の事由により海外に行く場合は、渡航の3週間前までに KULASIS の部局ホーム「海外渡航情報登録」に入力してください。外国人留学生が帰省等で一時帰国する場合も提出してください。また、留学、学会発表、語学留学、研修等のため海外渡航する場合、原則として「学研災付帯海外旅行保険」(付帯海学)へ加入してください。

なお、観光・帰省以外の海外渡航については、学生の危機管理のため、「アイラック危機管理システム」に渡航者登録を行います。

薬学部・薬学研究科ホームページ > 利用施設・申請 > 各種申請 > 学研災付帯海外留学保険について

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/facility-use/application/travel-insurance/>

⑤ 改姓(名)した場合

改姓(名)をした場合は、住民票記載事項証明書を添えて「改姓・改名届」を教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、改姓をしたがそのまま旧姓を使用したい場合はその旨教務掛に申し出てください。なお、改姓(名)をした場合は学生証を無料で再発行できます。希望される場合は教務掛へ申し出てください。

⑥ 住所変更をした場合

本人及び保護者等の住所に変更がある場合は、速やかに KULASIS「登録情報」の「連絡先・授業料関係書類送付先の登録/変更」より申請してください。

⑦ 学内団体を結成する場合/学内団体を更新する場合

本学学内団体規程に基づきます。更新は、毎年5月中旬までに届け出が必要です。詳細は教務掛まで問い合わせてください。

◆ 経済生活について ◆

学業成績が優秀で、経済的に困窮している学生には、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び民間育英事業の各種奨学金、授業料納付免除(授業料徴収猶予・分納を含む)等の制度が設けられています。詳細については、KULASIS によりお知らせします。

◆健康管理について◆

1) 定期健康診断

学生の健康管理のため、4月に健康診断が実施されます。日時等については、掲示等によりお知らせしますので、注意事項を守って必ず受検してください。受検しないと本学学生健康診断規程に定められているように、当該年度に行われる試験を受けることができないばかりでなく、奨学金受給用健康診断書（証明書）の発行など、様々な事柄に支障を来すことになります。

2) 特別健康診断

理科系学生に対する特別健康診断として、毎年秋頃に「大学院学生の化学薬品取扱者に対する健康診断」が実施されます。詳細については、掲示等により通知します。

◆学生が加入しなければならない保険について◆

京都大学では、日本人学生については「学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び「学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)」への加入を、外国人留学生については「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」及び生協の「学生賠償責任保険」への加入が原則として必要です。

学研災は学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される傷害保険制度です。実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたってはこれらの加入が必要であり、特に薬局実務実習(薬学科)の実施にあたっては、受入先がこれらの保険の加入を求めていますので、必ず加入してください。詳細については、学務部厚生課厚生掛に問い合わせてください。

◆遺失物・拾得物について◆

所持品等を紛失・置き忘れたり、また、拾得した場合は、速やかに教務掛に届け出てください。落とし物が非常に多いので、所持品には氏名を書くなど、充分注意してください。また、拾得物は一定の保管期間が過ぎましたら処分しますので、ご了承ください。

◆ハラスメントの防止と対応について◆

教育・研究・医療を使命とする京都大学では、多くの人間がさまざまな関係を形成しています。そこでの修学・就労は、これに関わるすべての者にとって快適で有意義なものでなければなりません。しかしながら、指導する者と指導される者、指示する者と指示される者という関係は、時として、不適切な権力関係と化し、修学・就労を妨害するだけでなく、被害者の人格を著しく傷つけることがあります。また、性的な欲求や関心に基づく行動が、相手の修学・就労の環境を害し、あるいは、その人格を著しく傷つけることもあります。

京都大学は、このようなハラスメント行為が生じないよう、また、万が一そのような事態が生じた場合には、迅速に事態が改善されるよう、最大限の努力をするものです。京都大学に関わるすべての人が、一個の人間として尊重され、それぞれの立場から教育・研究・医療の活動に打ち込めるようにしたいと考えています。

○ハラスメントを受けた場合

- ・一人で我慢せずに、誰か周囲の信頼できる人に相談しましょう。
- ・ことばと態度で、嫌だ、不快だ、という気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は少しも改善されません。相手が嫌がっていることに、行為者が気づいていない場合もあります。
- ・記録をつけておきましょう。見ている人がいたら、その人にも確認しておきましょう。
- ・窓口相談しましょう。

○ハラスメントに第三者として気づいた場合

- ・ハラスメントがなされていることを知ったときには、第三者であっても被害者の力になってあげてください。
- ・不快な場面を目撃したら、すぐ行為者に注意をしましょう。
- ・必要なら、証人になってあげましょう。
- ・被害者の相談にのって精神的に支えてあげましょう。被害者を責めてはいけません。
- ・相談窓口へ行くようにすすめ、同行してあげましょう。

ハラスメントはその性質上、被害者自身が事実を公然と訴えることは容易ではありません。相談窓口は、被害に気づいた第三者からの相談に対しても開かれています。

○薬学研究科の相談窓口担当者一覧表

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/campuslife/support/harassment/>
で確認してください。

○ウェブでの学生相談

ウェブフォームによる相談等も受け付けています。何か色々相談したいことや意見等があれば、気軽に相談してください。匿名での相談等も受け付けますので活用してください(返信を希望する場合は、匿名のメールアドレスなどを記入してください)。

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/campuslife/support/student-consulting/>

相談窓口担当者は、相談者のプライバシーを固く守ります。

相談窓口担当者が当事者であるハラスメントの相談の場合には、当該相談窓口担当者に、相談内容等の情報が共有されることはありません。

薬学部・薬学研究科沿革

年 月 日	記 事
1939. 3.30	医学部に薬品分析化学講座、薬品製造学講座新設
3.31	医学部に薬学科新設
1940. 6.25	有機薬化学講座新設
12.10	無機薬化学講座新設
1941. 4.15	生薬学講座新設
12.27	学位規程の一部改正により本学にて授与の学位中に薬学博士追加
12.28	医学部薬学科第1回卒業式挙行
1949. 5.31	国立学校設置法により新制京都大学設置
1951. 4. 1	薬剤学講座新設
1952. 4. 1	生物薬品化学講座新設
1953. 4. 1	京都大学大学院に薬学研究科（薬学専攻）設置
4. 7	大学院薬学研究科規程制定
1954. 4. 1	医学部内に有機微量元素分析総合研究施設設置
1960. 4. 1	薬学部（薬学科）設置
	医学部の薬品分析化学、薬品製造学、有機薬化学、無機薬化学、生薬学、薬剤学、生物薬品化学の各講座を廃止し、薬学部薬品分析学、薬品製造学、有機薬化学、無機薬化学、生薬学、薬剤学、生物薬品化学の各講座を新設
	医学博士教授山本俊平医学部長、薬学部長事務取扱に就任
	有機微量元素分析総合研究施設内規の一部改正により薬学部内に同施設附置
4.12	薬学部規程制定
5. 1	薬学博士富田真雄教授初代薬学部長に就任
1961. 4. 1	製薬化学科新設、薬用植物化学講座新設
1962. 4. 1	薬品作用学講座、薬品工学講座新設
1963. 4. 1	薬品物理化学講座、衛生化学講座新設
1964. 4. 1	放射性薬品化学講座新設
1965. 4. 1	薬学研究科製薬化学専攻新設
1966. 4. 1	薬品作用学講座を薬理学講座に、生物薬品化学講座を生物化学講座に改める
1973. 4.12	薬学部附属薬用植物園設置
1977. 2.24	薬学博士井上博之教授初代薬学研究科長に就任
1987. 5.21	薬品工学講座を微生物薬品学講座に改める
1993. 4. 1	薬品作用制御システム専攻（独立専攻）新設
1997. 4. 1	薬学部の薬学科、製薬化学科を総合薬学科に改組 薬学研究科の薬学専攻、製薬化学専攻、薬品作用制御システム専攻を創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻に改組
1998. 4. 9	附属薬用植物園を大学院薬学研究科附属に移行
1999. 4. 1	生命科学研究所設置
2002. 4. 1	薬品製剤設計学講座薬品分子構造学分野を同講座ゲノム創薬科学分野に改称
	薬品機能統御学講座に構造生物薬学分野を新設
2002.10.31	薬学研究科総合研究棟竣工

2003. 4. 1	寄付講座「創薬神経科学講座」を新設 薬学研究科附属創薬・医療連携薬学コア部門新設
8. 1	寄附講座「医薬品理論設計学」講座新設
9. 4	21世紀COEプログラム採択に伴い協力講座生命知識システム学分野設置 (設置期間：21世紀COEプログラム実施期間)
2004. 4. 1	国立大学法人京都大学設立
2006. 4. 1	薬学部の総合薬学科を薬科学科、薬学科に改組 薬学研究科附属統合薬学フロンティア教育センター新設
2007. 4. 1	医薬創成情報科学専攻（独立専攻）新設
5. 1	寄附講座「ナノバイオ医薬創成科学講座」を新設
2008.10. 1	寄附講座「システム創薬科学講座」を新設
2009. 4. 1	革新的ナノバイオ創薬研究拠点を新設
2010. 4. 1	最先端創薬研究センター新設 創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻（修士課程）を薬科学専攻（修士課程）に改組 統合薬学教育開発センター新設
2012. 4. 1	創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻（博士後期課程）を薬科学専攻（博士後期課程）に改組 薬学専攻（博士課程）新設 寄附講座「医薬産業政策学講座」を新設
2014. 5.31	附属薬用植物園移設
2017. 3.31	医薬系総合研究棟竣工
2018. 4. 1	分子脳科学研究室に関する内規の裁定により、薬学研究科に分子脳科学研究室を設置
11.15	医薬創成情報科学専攻医薬創成情報科学講座に分子代謝学分野を新設
2019. 4. 1	有機触媒化学研究室に関する内規の裁定により、薬学研究科に有機触媒化学研究室を設置
2021. 5. 1	産学共同講座「ナノバイオ医薬創成科学講座」新設
2022. 4. 1	創発医薬科学専攻（5年一貫制博士課程）新設、同専攻に創発医薬科学講座を設置
2025. 1. 1	産学共同講座「バリューインキュベート創薬学講座」新設
2026. 4. 1	寄附講座「シン・分子社会学：微生物潜在遺伝子資源の進化と活用講座」新設

薬学研究科関係教員

専攻	講座	分野	氏名	職名	学位	研究室所在
薬科学	薬品創製化学	薬品合成化学	高須清誠	教授	博士(薬)	薬学研究科本館 4F
			黒田悠介	講師	博士(薬科学)	
			高山亜紀	助教	博士(薬科学)	
			田渡司	助教(特定)	博士(薬科学)	
		薬品分子化学	中寛史	准教授	博士(理)	薬学研究科本館 4F
	薬品機能統御学	薬品機能解析学	津川裕司	教授	博士(薬)	薬学研究科新館 3F
			星野大	准教授	博士(理)	
			劉晨晨	助教		
		構造生物薬学	小川治夫	教授	博士(理)	薬学研究科本館 3F
			山口智子	助教	博士(理)	
	薬品製剤設計学	製剤機能解析学	石濱泰(兼)	教授	博士(薬)	医薬系総合研究棟 3F
			小形公亮(兼)	助教	博士(薬科学)	
	生体分子薬学	ウイルス制御学	橋口隆生	教授	博士(医)	医生物学研究所
			鈴木干城	助教	博士(生命科学)	
			佐藤裕真	助教	博士(医)	
			木村香奈子	助教	博士(薬)	
		オルガネラ情報学	関根史織	教授	博士(薬)	
			関根悠介	准教授	博士(薬)	
			大塩聖	助教		
		病因免疫学	伊藤能永	教授	博士(医)	
生体機能薬学		多細胞システム学	井垣達吏	教授	博士(医)	生命科学研究所 (薬学研究科本館 3F)
	菅田浩司		准教授	博士(医)		
	谷口喜一郎		講師(特定)			
	掛村文吾		助教			
	永田理奈		助教	博士(生命科学)		
生体機能化学	生体機能化学	今西未来	教授	博士(薬)	化学研究所	
		川口祥正	助教	博士(薬科学)		
薬学	薬品動態医療薬学	数理治療薬学	山下富義(兼)	教授	博士(薬)	医薬系総合研究棟 2F
			喜多知子(兼)	講師	博士(薬)	
			宗可奈子(兼)	助教	博士(薬)	
		臨床薬学教育	平大樹	准教授	博士(薬)	医学部附属病院 (第3臨床研究棟 2F)
	病態機能解析学	病態機能分析学	小野正博	教授	博士(薬)	薬学研究科新館 4F
			渡邊裕之	講師	博士(薬)	
			中島一磨	助教	博士(薬科学)	
		薬剤設計学	樋口ゆり子	教授	博士(薬)	薬学研究科新館 2F
			高橋有己	准教授	博士(薬)	
			ZHU, Chengyuan	助教	博士(薬科学)	
		シグナル薬理学	井上飛鳥	教授	博士(薬)	薬学研究科
	柳川正隆		准教授	博士(理)		
	医療薬剤学	医療薬剤学	寺田智祐	教授	博士(薬)	医学部附属病院 (第3臨床研究棟 2F)
			中川俊作	准教授	博士(薬)	
			重面雄紀	助教	博士(薬)	
			今吉菜月	助教	博士(薬)	
			勝部友理恵	助教(特定)	博士(薬)	

専攻	講座	分野	氏名	職名	学位	研究室所在
創発医薬科学	創発医薬科学	生体分子計測学	石濱 泰	教授	博士(薬)	医薬系総合研究棟 3F
			小形 公亮	助教	博士(薬科学)	
			金尾 英佑	助教	博士(工学)	
			西田 紘士	助教(特定)	博士(薬科学)	
		システム微生物学	ROBERT, Martin	准教授(特定)	Ph. D. (McGill University)	薬学研究科本館 3F
		薬理ゲノム・ゲノム創薬科学	平澤 明	准教授	博士(医)	薬学研究科新館 3F
		創薬有機化学	大野 浩章	教授	博士(薬)	薬学研究科新館 5F
			秋葉 宏樹	講師	博士(工)	
			有地 法人	助教	博士(薬科学)	
		システムバイオロジー	土居 雅夫	教授	博士(理)	薬学研究科別館 4F
			長谷川 恵美	准教授	博士(医)	
			Macpherson Tom	講師	博士(行動および臨床神経科学)	
			HSIAO, Sui-Wen	助教	Ph. D. (Taipei Medical university)	
		システムケモセラピー(制御分子学)	掛谷 秀昭	教授	博士(工)	薬学研究科新館 5F
			服部 明	准教授	博士(薬)	
			池田 拓慧	助教	博士(理)	
		組織形成動力学	倉永 英里奈	教授	博士(医)	薬学研究科本館 2F
			上地 浩之	准教授	博士(薬科学)	
			二宮 小牧	助教	博士(生命科学)	
			戸谷 美夏	助教	博士(理)	
		バイオ医薬品化学 (実践創薬研究プロジェクト)	大野 浩章(兼)	教授	博士(薬)	薬学研究科新館 1F
			秋葉 宏樹	講師	博士(工)	
		創薬プロテオミクス (実践創薬研究プロジェクト)	石濱 泰(兼)	教授	博士(薬)	薬学研究科本館 3F
			金尾 英佑	助教	博士(工)	
			黒田 悠介	助教(特定)	博士(薬科学)	
		バイオイノフォーム ティクス	緒方 博之	教授	博士(理)	化学研究所 バイオイノフォームティクスセンター
			遠藤 寿	准教授	博士(環境科学)	
			岡崎 友輔	助教	博士(理)	
		生命知識工学	馬見塚 拓	教授	博士(理)	化学研究所 バイオイノフォームティクスセンター
			Canh Hao Nguyen	講師	博士(知識科学)	
		ケミカルバイオロ ジー	上杉 志成	教授	博士(薬)	化学研究所
			安保 真裕	助教	博士(薬学)	
			西尾 幸祐	助教	博士(医)	
			SINGH, Vaibhav Pal	助教		
		がん・幹細胞シグナル学	服部 鮎奈	准教授	博士(理)	医学生物学研究所
			松浦 顕教	助教	博士(薬)	
		代謝ゲノム薬学	木村 郁夫	教授	博士(薬)	生命科学研究所 (医学・生命科学 総合研究棟 1F)
			池田 貴子	助教	博士(生命科学)	
			西田 朱里	助教		
		統合薬学教育開発 センター	医薬品開発教育	高須 清誠(兼)	教授	博士(薬)
実践臨床薬学	山下 富義		教授	博士(薬)		
	喜多 知子		講師	博士(薬)		
	宗 可奈子		助教	博士(薬)		
情報科学教育	掛谷 秀昭(兼)	教授	博士(工)			
附属薬用植物園		山下 富義	教授	博士(薬)	薬学研究科本館 4F	
専攻	講座	分野	氏名	職名	学位	研究室所在
寄附講座		「シン・分子社会学: 微生物潜在遺伝子資源の進化と活用」講	岸本 真治	教授(特定)		薬学研究科新館 1F
			安高 理裕	助教(特定)		
産学共同講座	バリューインキュー 創薬学	大谷 泰三	産学共同講座教員			薬学研究科新館 1F
		鈴木 伸宏	産学共同講座教員			
特別推進研究室		有機触媒化学	丸岡 啓二	特任教授	*Ph. D.	薬学研究科本館 4F

*PhD(pharmaceutical Chemistry)

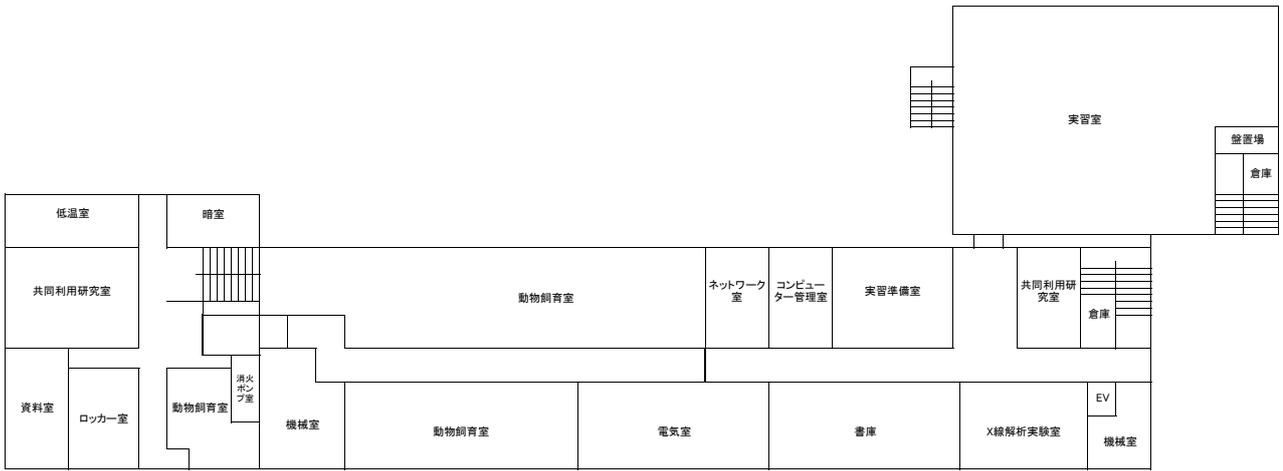
歴代学部長・研究科長

学部長 (事務取扱)	山本俊平 (1960. 4)
学部長	富田真雄 (1960. 5～1964. 4)
	上尾庄次郎 (1964. 5～1968. 4)
	掛見喜一郎 (1968. 5～1970. 4)
	上尾庄次郎 (1970. 5～1972. 4)
	宇野豊三 (1972. 5～1974. 4)
	犬伏康夫 (1974. 5～1976. 4)
学部長・研究科長	井上博之 (学部長 1976. 5～1978. 4) (研究科長 1977. 2～1978. 4)
	中垣正幸 (1978. 5～1980. 4)
	高木博司 (1980. 5～1982. 4)
	矢島治明 (1982. 5～1984. 4)
	田中久 (1984. 5～1986. 4)
	瀬崎仁 (1986. 5～1988. 4)
	米田文郎 (1988. 5～1990. 4)
	横山陽 (1990. 5～1994. 4)
	市川厚 (1994. 5～1996. 4)
	佐藤公道 (1996. 5～1998. 4)
	川寄敏祐 (1998. 5～2000. 4)
	中川照真 (2000. 5～2002. 4)
	橋田充 (2002. 5～2006. 3)
	富岡清 (2006. 4～2007. 12)
	藤井信孝 (2008. 1～2008. 9)
	伊藤信行 (2008. 10～2010. 3)
	佐治英郎 (2010. 4～2014. 3)
	高倉喜信 (2014. 4～2016. 3)
	中山和久 (2016. 4～2020. 3)
	加藤博章 (2020. 4～2022. 3)
	竹本佳司 (2022. 4～2026. 3)
	山下富義 (2026. 4～)

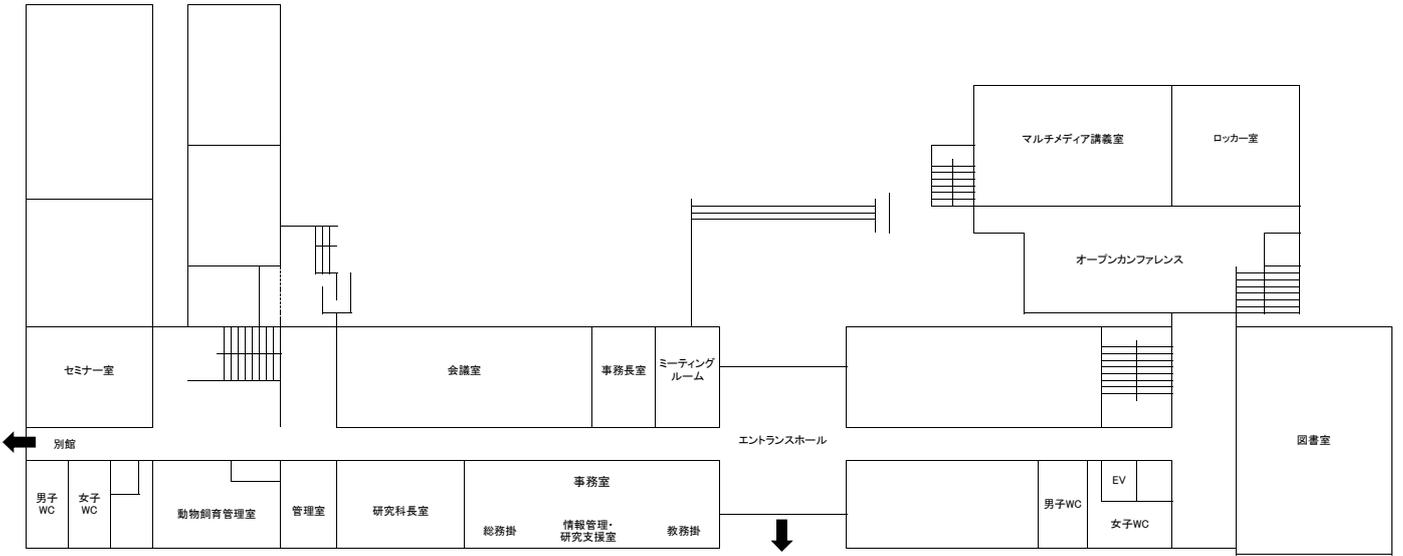
2026年度 薬学研究科教務関係委員

薬科学専攻長	教授	高須清誠
薬学専攻長	教授	小野正博
医薬創成情報科学・創発医薬科学専攻長	教授	石濱泰
教務委員長	教授	大野浩章
学生委員	教授	高須清誠
〃	教授	小野正博
就職委員	教授	高須清誠
図書委員長	教授	大野浩章
学生生活委員会委員	教授	小野正博
教職教育委員会委員	教授	大野浩章

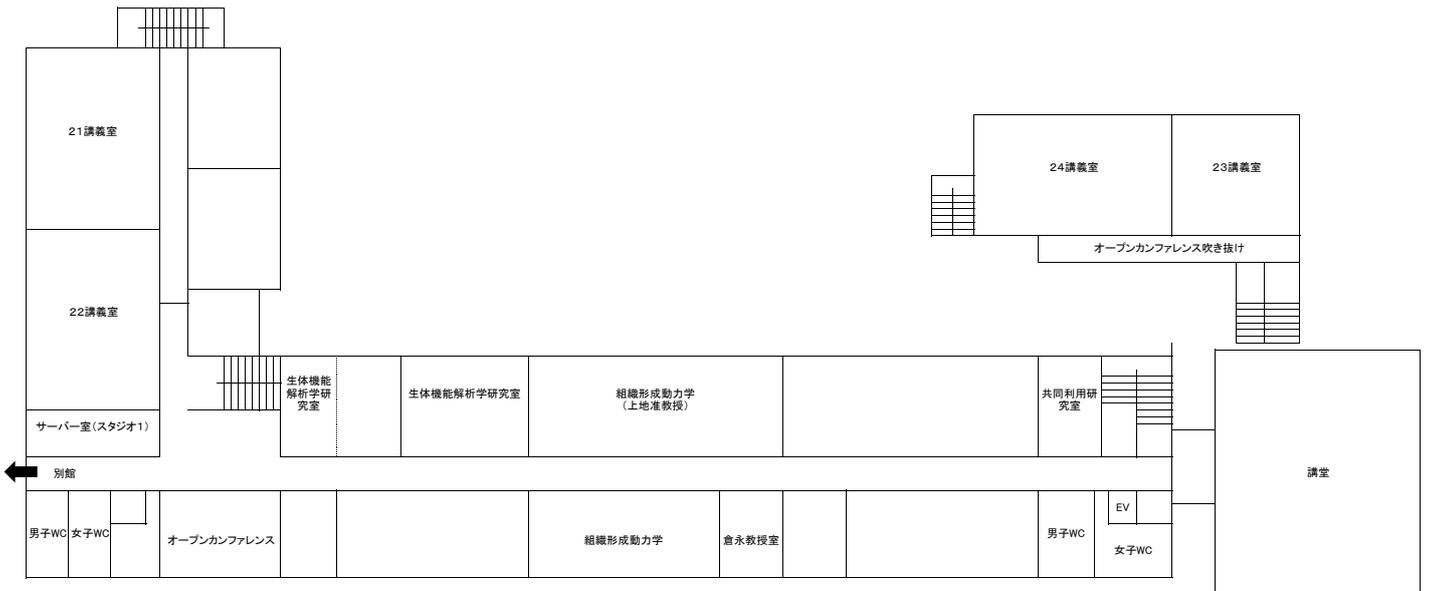
本館 建物内配置図



(地階)

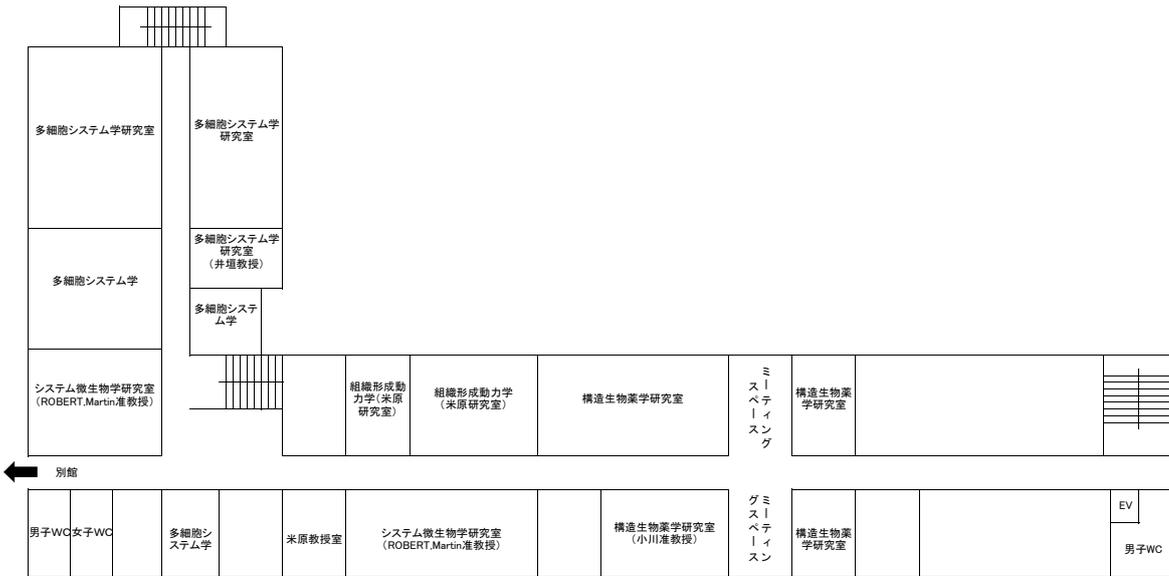


(1階)

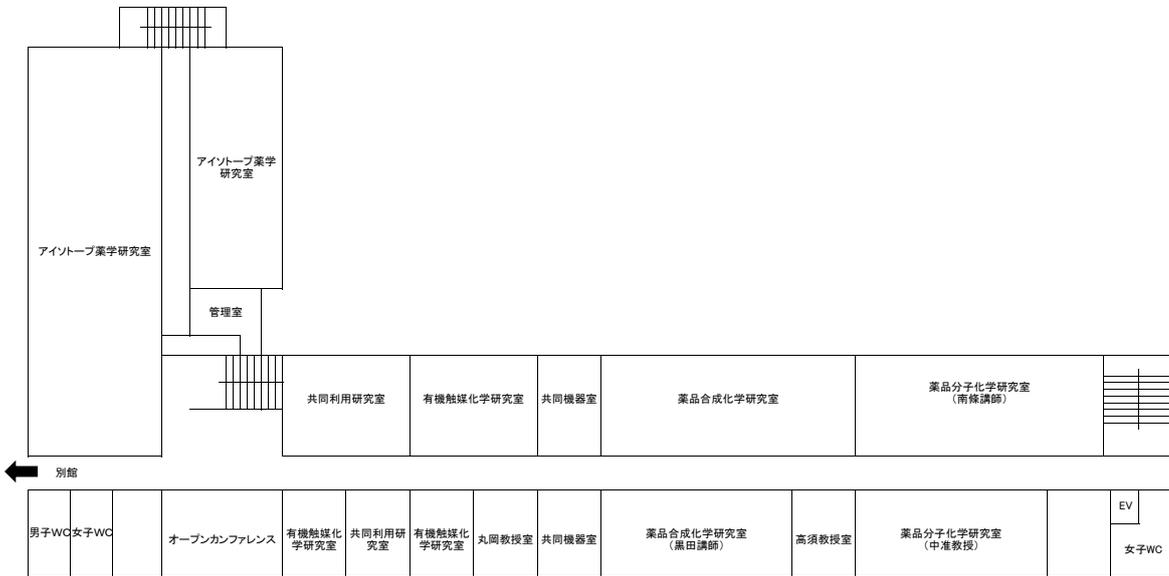


(2階)

本館 建物内配置図



(3 階)



(4 階)

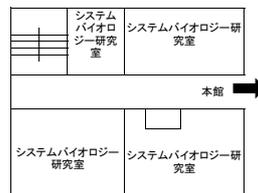
別館 建物内配置図



(1 階)



(2 階)

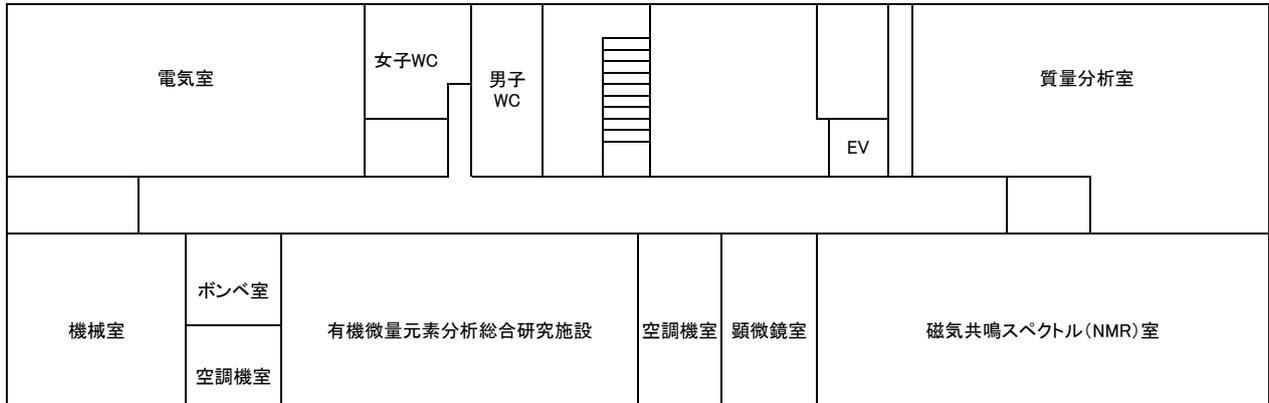


(3 階)

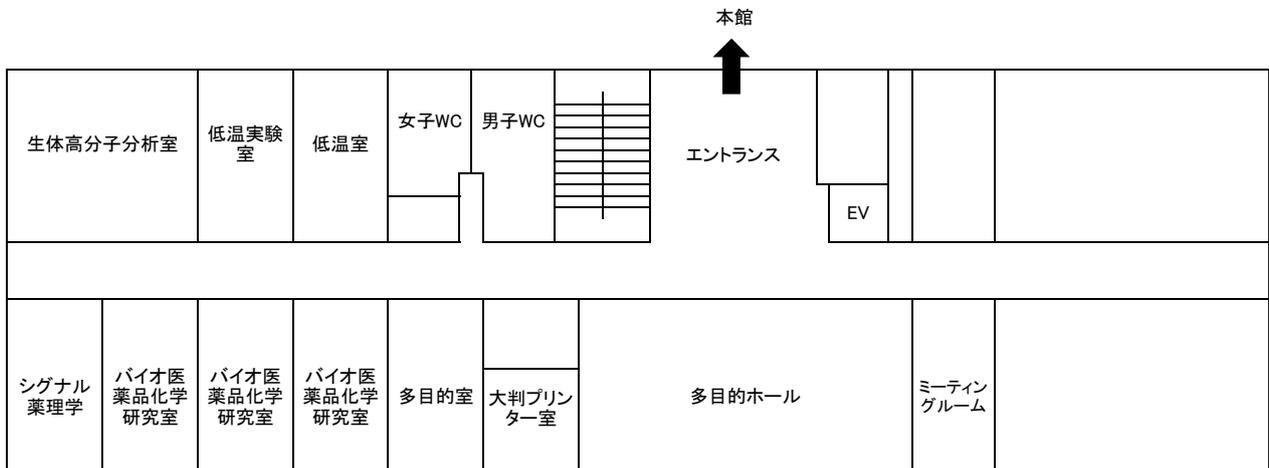


(4 階)

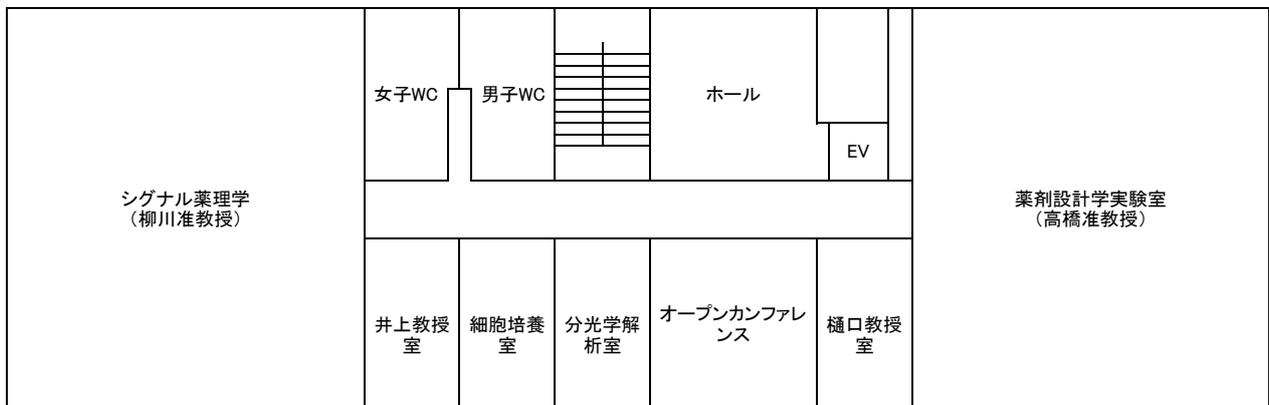
総合研究棟(新館) 建物内配置図



(地階)

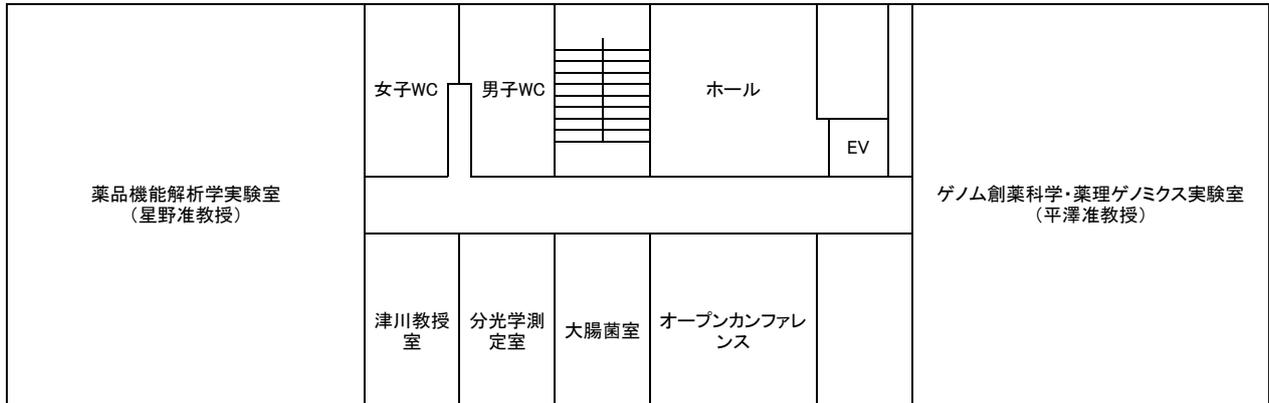


(1階)

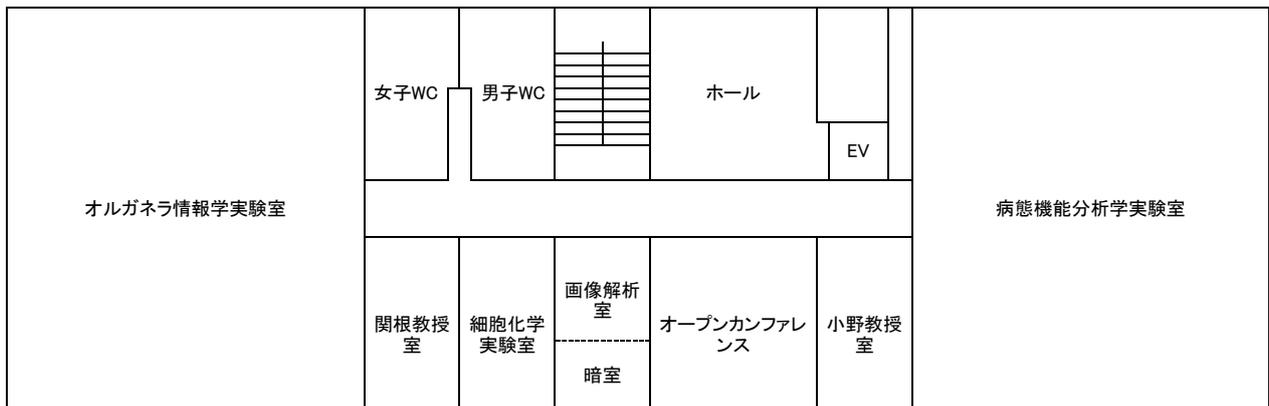


(2階)

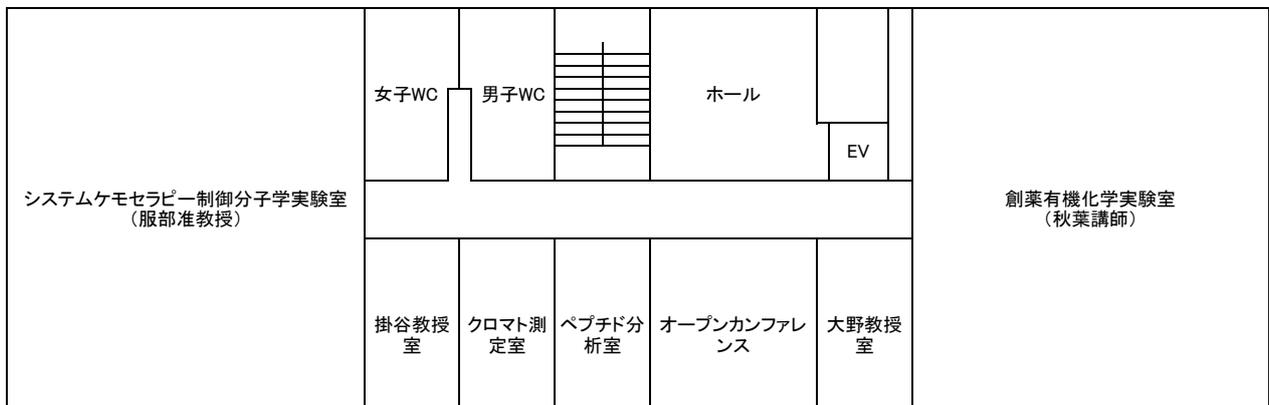
総合研究棟(新館) 建物内配置図



(3 階)

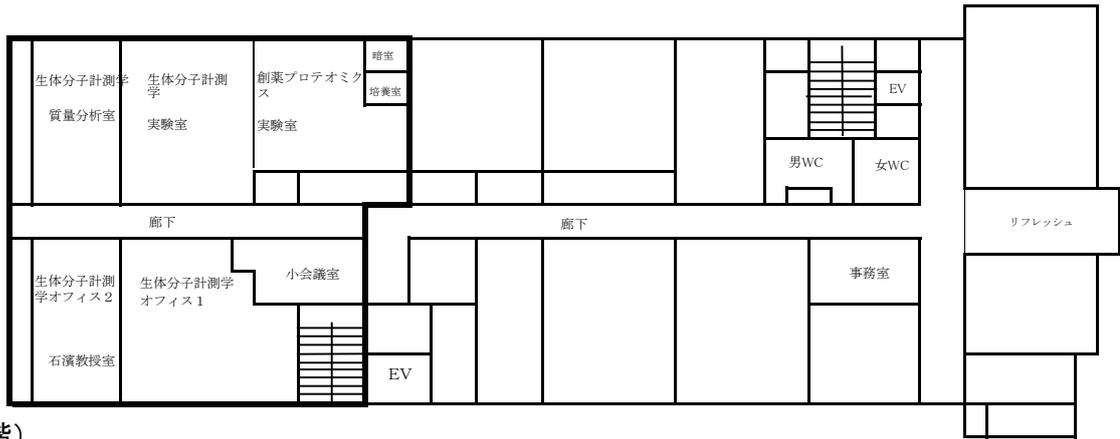


(4 階)

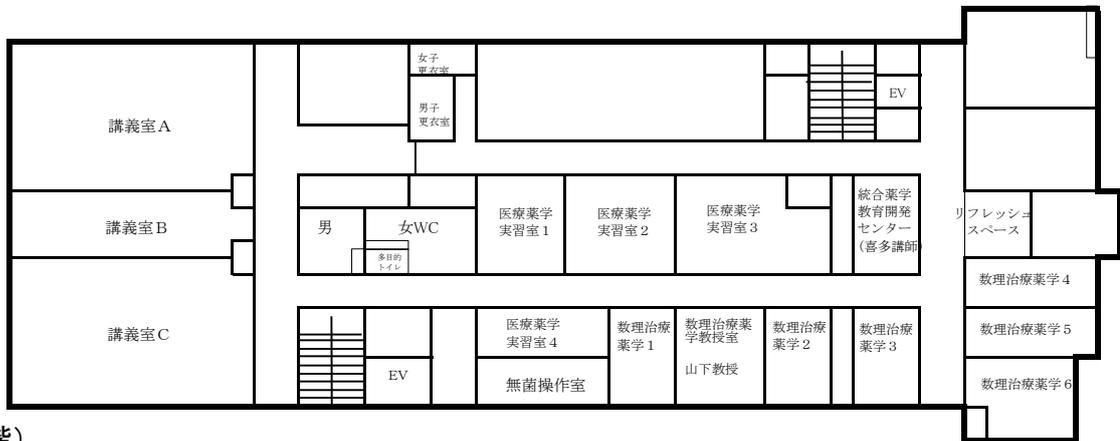


(5 階)

医薬系総合研究棟 建物内配置図



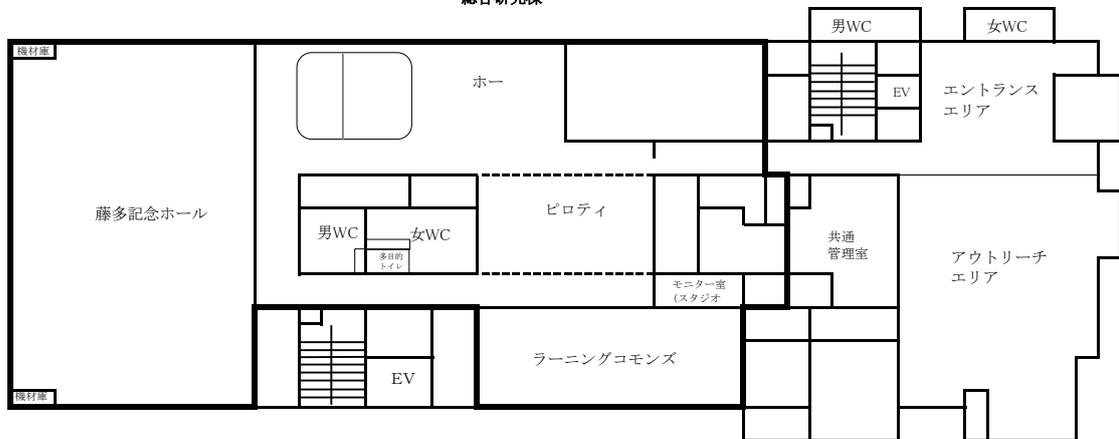
(3 階)



(2 階)



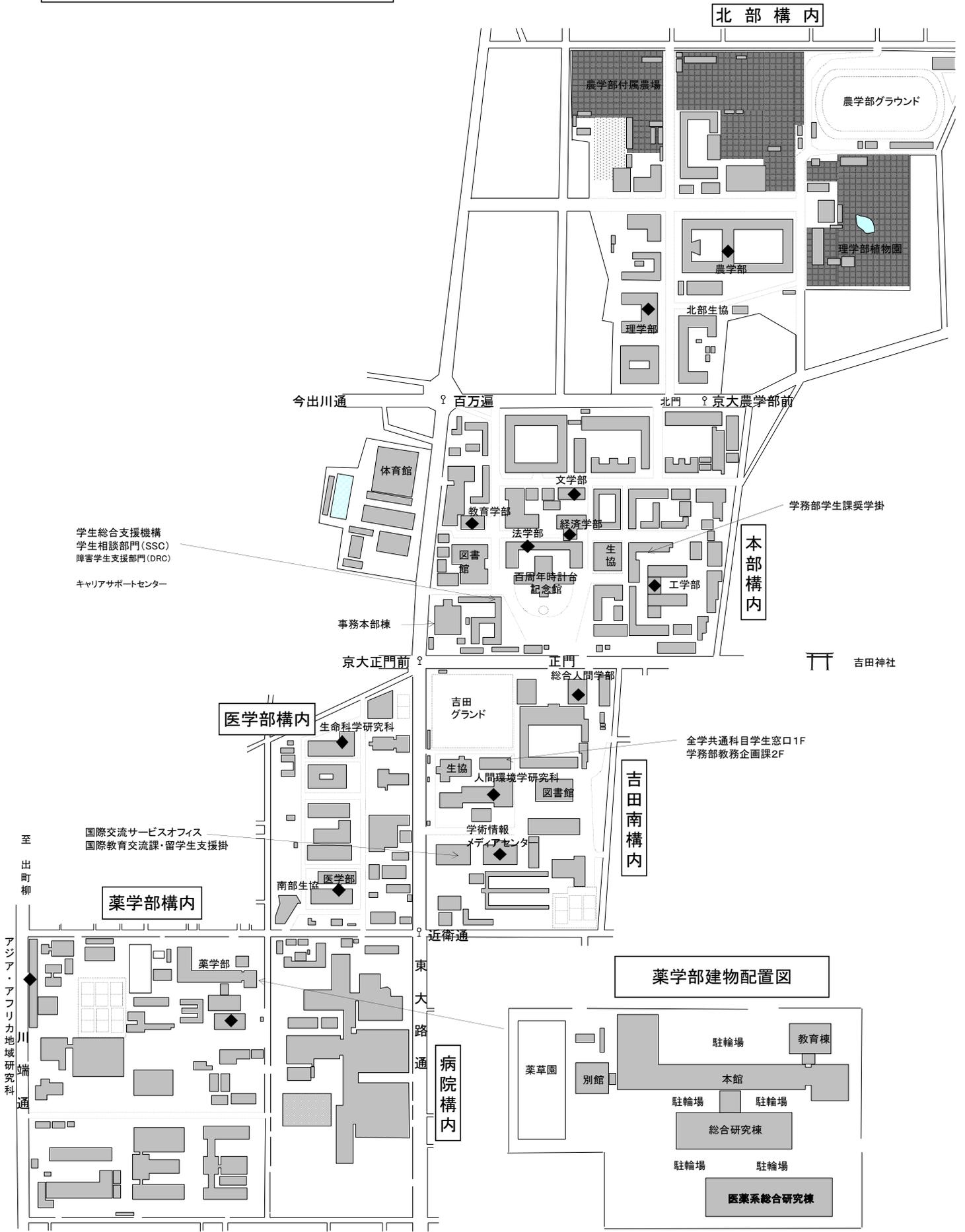
総合研究棟



(1 階)

京都大学構内図

吉田キャンパス



薬学部建物配置図

